

為替取引分析業者向けの総合的な監督指針

本 編

令和 8 年 8 月

金 融 庁

目次

I 基本的考え方	1
I-1 為替取引分析業者の監督に関する基本的考え方	1
I-2 為替取引分析業者向け監督指針の位置付け	5
I-2-1 本監督指針策定の趣旨	5
I-2-2 本監督指針の位置付け	5
II 為替取引分析業者の監督に係る事務処理上の留意点	7
II-1 監督事務に係る基本的な考え方	7
II-1-1 監督事務の進め方	9
II-1-2 一般的な監督事務	9
II-1-3 共管省庁との連携	12
II-1-4 関係省庁との連携	12
II-1-5 為替取引分析業者等が提出する書類における記載上の留意点	13
II-1-6 書面・対面による手続についての留意点	13
II-1-7 申請書等の提出方法に係る留意点	14
II-2 相談・苦情等への対応	15
II-3 法令解釈等外部からの照会への対応	16
II-3-1 法令照会	16
II-3-2 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）	18
II-3-3 グレーゾーン解消制度	21
II-4 行政指導等を行う際の留意点等	24
II-4-1 行政指導等を行う際の留意点	24
II-4-2 面談等を行う際の留意点	26
II-5 行政処分等を行う際の留意点等	28
II-5-1 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて	28
II-5-1-1 行政処分	28
II-5-1-2 法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除	31
II-5-2 行政手続法等との関係	32
II-5-3 意見交換制度	33
II-5-4 関係省庁等への連絡	33
II-5-5 不利益処分の公表に関する考え方	33
III 監督上の評価項目と諸手続	34

III－1 経営管理.....	34
III－1－1 経営管理.....	34
III－1－2 取締役等.....	39
III－1－3 人的構成.....	40
III－2 財務の健全性.....	42
III－2－1 基本的考え方.....	42
III－2－2 リスク管理態勢.....	44
III－2－3 監督手法・対応.....	44
III－3 業務の適切性.....	46
III－3－1 法令等遵守.....	46
III－3－1－1 法令等遵守態勢.....	46
III－3－1－2 法令違反行為等に対する監督上の対応.....	47
III－3－1－3 組織犯罪等への対応.....	49
III－3－1－4 反社会的勢力による被害の防止.....	50
III－3－2 情報管理.....	54
III－3－3 業務継続体制.....	59
III－3－4 事務リスク管理.....	62
III－3－5 システムリスク管理.....	63
III－3－6 苦情等への対処.....	73
III－3－6－1 相談・苦情等処理に関する内部管理態勢の確立.....	73
III－3－7 外部委託.....	77
III－3－8 為替取引分析業.....	81
III－3－9 為替取引分析関連業務.....	84
III－3－10 名義貸しの禁止.....	86
III－4 諸手続.....	87
III－4－1 為替取引分析業を行うことについての許可申請に係る事務処理.....	87
III－4－1－1 許可の可否.....	87
III－4－1－2 許可申請の受理手続.....	90
III－4－1－2－1 許可申請書の記載事項.....	90
III－4－1－2－2 添付書類.....	91
III－4－1－2－3 業務方法書の審査.....	93
III－4－1－2－4 許可の審査に当たっての留意点.....	96
III－4－1－2－5 財産的基礎等に関する審査.....	96
III－4－1－2－6 人的構成に照らした適格性に関する審査.....	97

III－4－2 為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務を行う ことについての承認申請に係る事務処理	97
---	----

I 基本的考え方

I-1 為替取引分析業者の監督に関する基本的考え方

(1) 金融のデジタル化の進展や、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融（以下「マネー・ローンダリング等」という。）の手口の巧妙化等を踏まえ、国際的にも、金融活動作業部会（FATF）において、より高い水準でのマネー・ローンダリング等への対応が求められており、金融機関等におけるマネー・ローンダリング等対策（以下「AML/CFT」という。）の実効性の向上は、喫緊の課題となっている。

こうした中、複数の金融機関等（資金決済に関する法律（以下「法」という。）第2条第21項に規定する金融機関等をいう。以下同じ。）の委託を受けて、為替取引に関し、同項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うことを為替取引分析業とし、これに許可制を導入し、当局の検査・監督等を及ぼすことで、当該業務運営の質を確保することとした。

こうした制度趣旨の下、為替取引分析業者には、取引フィルタリングや取引モニタリング等の実効性を継続的に向上させることにより、金融機関等におけるAML/CFTの実効性の向上に資する役割が求められている。

為替取引分析業者の監督の目的は、こうした為替取引分析業者の業務運営の質を確保することで、委託元金融機関等（その行う為替取引に関し、為替取引分析業を行う者に法第2条第21項各号に掲げる行為のいずれかに係る業務（以下「為替取引分析業務」という。）を委託する金融機関等をいう。以下同じ。）におけるAML/CFTの実効性の向上を図り、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資することにある（法第1条）。

（注）本監督指針において、「取引フィルタリング」とは、次の①から③までの業務をいい、「取引モニタリング」とは、次の④の業務をいう。

- ① 法第2条第21項第1号又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務
- ② 為替取引分析業者に関する命令（以下「命令」という。）第8条第2号若しくは第3号に掲げる業務又は為替取引分析業者に関する内閣府令（以下「府令」という。）第8条第2号若しくは第3号に掲げる業務

- ③ ①又は②に相当するものを行う業務（命令第8条第4号、第5号若しくは第6号又は府令第8条第4号、第5号若しくは第6号）
- ④ 法第2条第21項第3号に掲げる行為に係る業務又はこれに相当するものを行う業務（命令第8条第4号若しくは第5号又は府令第8条第4号若しくは第5号）

（2）金融庁としては、発足当初から、明確なルールに基づく透明かつ公正な行政を確立することを基本としている。このため、監督を始め検査・監視を含む各分野において、行政の効率性・実効性の向上を図り、更なるルールの明確化や行政手続面での整備等を行うこととしている。

（3）行政の透明性や公正性は、今後も行政運営の基本である。しかしながら、ルールを明確化しようとするばかり過度に詳細なチェックリスト等を策定し、問題の根本原因やこれが広がりをもって他の問題として生ずる可能性を踏まえた実質的な検証等を行うことなく、網羅的な検証項目に基づいた事後的かつ一律の検証を機械的に反復・継続するにとどまれば、かえって、為替取引分析業者において、経営全体や問題の根本原因を踏まえた真に重要な課題の把握、再発防止に向けた根本原因の解決、将来に向けた早め早めの対応や、より良い実務に向けた創意工夫の発揮が進まない等の弊害を引き起こしかねない。

金融庁としては、各為替取引分析業者の規模・特性や財務の健全性・法令等遵守等に係る重大な問題が発生する蓋然性等に応じて、実態把握や対話等によるオン・オフ一体のモニタリングを継続的に行い、必要に応じて監督上の措置を発動すること等により重大な問題の発生を事前に予防し、併せて、対話等を通じ為替取引分析業者によるより良い実務に向けた様々な取組を促していく。

（参考）「金融検査・監督の考え方と進め方（検査・監督基本方針）」（平成30年6月29日）

（4）為替取引分析業者の監督に携わる職員は、上記（1）から（3）までの基本的考え方を踏まえつつ、業務遂行に当たって、以下の事項を行動規範とし、行政の信認の確保に努めることとする。

- ① 国民からの負託と職務倫理の保持

自らの業務が国民から負託された職責に基づくものであって、その遂行に当たっては、上記（１）における為替取引分析業者の監督の目的を最優先の課題として行う必要があることを意識するとともに、職務に係る倫理の保持に努め、金融行政に対する国民の信頼を確保することを目指す。

② 綱紀・品位、秘密の保持

監督行政の遂行に当たり、綱紀・品位及び秘密の保持を徹底し、穏健冷静な態度で臨む。

③ 大局的かつ中長期的な視点

金融サービスを利用する国民や企業の日線に立って、局所的・短期的な問題設定・解決のみに甘んずるのではなく、根本原因を把握し、大局的かつ中長期的な視点から、早め早めに問題解決に取り組む。

④ 公正性・公平性

法令等に基づく適正な手続にのっとり、為替取引分析業者等の状況を踏まえて、公正・公平に業務を遂行する。また、国内の為替取引分析業者等と外国法人の子会社等である為替取引分析業者等との間で、法令等に基づく合理的な理由なく、異なる取扱いを行わない。

⑤ 為替取引分析業者の自主的努力の尊重

上記（１）の目的を達成するためには、為替取引分析業者による自主的な取組と創意工夫が不可欠であることを自覚し、民間事業者である為替取引分析業者の業務の運営についての自主的な努力を尊重するよう配慮する。

⑥ 自己研鑽

諸外国のものを含む金融に関する諸規制や金融機関の動向等のほか、金融という経済インフラを取り巻く幅広い社会・経済事象について、基本的知見を養う。また、対話等を行う自らの業務遂行に当たっては、各為替取引分析業者固有の実情に係る深い知見はもとより、経営分析、ガバナンス、リスク管理等の課題に応じた高い専門性に基づいた分析等が必要であり、これらの能力の習得に向けた自己研鑽に日々努める。

⑦ 適切かつ密接な組織内外の関係者との連携

実効性の高い監督を実現するためには、自らの所管に限らない広い視野が重要であり、庁内外の様々な主体と適切かつ密接に連携する。

I－2 為替取引分析業者向け監督指針の位置付け

I－2－1 本監督指針策定の趣旨

為替取引分析業者が、取引フィルタリング、取引モニタリング等を適正かつ確実に実施し、金融機関等における AML/CFT の実効性の向上に資する役割を果たしていくことは、極めて重要である。

そのためには、為替取引分析業者が自ら主体的に創意工夫を発揮し、取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性を継続的に向上させることが期待される。また、監督行政として、健全なイノベーションを促進するとともに業務の適正かつ確実な遂行の確保も図る観点から、適切な制度設計と併せて、為替取引分析業者が法令等遵守や情報システム等（情報システム又は情報システムを構成する施設、設備、機器、装置若しくはプログラムをいう。以下同じ。）の適切な管理・運用、業務において取り扱う情報の適切な取扱いの徹底等により国民からの信頼を得ることに加え、取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性の継続的な向上を意識したガバナンスを強化するよう適切に動機付けていくことが必要となる。

このような趣旨に基づき、日常の監督事務を適切に遂行するため、為替取引分析業者の監督に必要と考えられる項目を整理し、包括的かつ横断的に、為替取引分析業者に対する監督の考え方（監督上の着眼点等）、具体的な監督手法等を整備することとした。

I－2－2 本監督指針の位置付け

（１）本監督指針は、為替取引分析業者の監督を担う職員向けの手引書として、監督に関する基本的考え方、事務処理上の留意点、監督上の評価項目等を体系的に整理したものである。

（注）本監督指針においては、特に断りのある箇所を除き、監査役会設置会社である為替取引分析業者（法第 2 条第 21 項第 1 号に掲げる行為を業として行う者に限る。）又は監査役会設置会社であって当該行為を業として行おうとする者に対する監督事務について記載している。これら以外の者に対する監督事務に当たっては、本監督指針の趣旨を踏まえ、例えば以下のように、適宜読み替えて検証等を行うものとする。

① 監督対象が一般社団法人である場合

原則として、「代表取締役」とあるのは「代表理事」と、「取締役会」とあるのは「理事会」と、「取締役」とあるのは「理事」と、「監査役」とあるのは「監事」と、「資本金」とあるのは「基金」と読み替えるものとする。

② 監督対象が為替取引分析業者（法第2条第21項第1号に掲げる行為を業として行う者を除く。）又は法第63条の23の許可を受けようとする者（同号に掲げる行為を業として行おうとする者を除く。）である場合

命令の規定について、これに対応する府令の規定に適宜読み替えるものとする。

（2）金融庁は、検査・監督に関する方針として、本監督指針のほかに、分野別の「考え方と進め方」や各種原則（プリンシプル）、年度単位の方針、業界団体等への要請等の様々な文書を示しているが、検査・監督を行うに当たっては、各文書の趣旨・目的を踏まえた用い方をするとともに、為替取引分析業者に対し当該趣旨を丁寧に説明することとする。

（3）金融庁担当課室においては、本監督指針に基づき為替取引分析業者の監督事務を実施するものとする。その際、本監督指針が、為替取引分析業者の自主的な努力を尊重しつつ、その業務の適正かつ確実な遂行を確保することを目的とするものであることに鑑み、本監督指針の運用に当たっては、各為替取引分析業者の個別の状況等を十分踏まえ、機械的・画一的な取扱いとならないよう配慮するものとする。なお、評価項目に係る機能が形式的に具備されていたとしても、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行等の観点からは必ずしも十分とは言えない場合もあることに留意する必要がある。

II 為替取引分析業者の監督に係る事務処理上の留意点

II-1 監督事務に係る基本的な考え方

I-1 (1) の目的を達成するためには、為替取引分析業者に対し、個々の為替取引分析業者の規模や特性等に応じた対応を継続的に行っていくことが必要である。

このため、為替取引分析業者の監督事務を行うに当たっては、まず、法令等遵守・リスク管理態勢の構築、変化するマネー・ローンダリング等に係るリスクへの対応、業務の適正性・確実性や情報の取扱いの適切さの確保等の課題に各為替取引分析業者がどのように取り組もうとしているのか、その方針を理解し、その上で、当該方針がどのようなガバナンス体制で実施され、いかなる潜在的なリスクや課題を内包し、各為替取引分析業者がこれらのリスク等をどのように認識し対応しようとしているのかを的確に把握することが不可欠である。

経営全体を見据えた重要課題に対応しつつ、取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性の継続的な向上を実現するには、各為替取引分析業者が、当局から指摘されることなく自らベストプラクティスに向けて改善するよう、為替取引分析業者自身で経営体制を変革していく必要がある。

金融庁としては、実態把握や対話等を通じた継続的なモニタリングの過程で、より良い実務を追求する各為替取引分析業者の取組を促していく。

その上で、上記の過程で、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行等の観点から重大な問題が認められる場合や、為替取引分析業者の自主的な取組では業務改善が図られないことが認められる場合は、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令等の処分を検討することとする。

さらに、為替取引分析業者の監督事務を行うに当たっては、以下の点にも十分に留意した上で実施することとする。

(1) 為替取引分析業者との十分な意思疎通の確保

監督に当たっては、為替取引分析業者の経営に関する情報を的確に把握・分析し、適時適切に対応していくことが重要である。

このため、金融庁においては、為替取引分析業者からの報告に加え、為替取引分析業者との健全かつ建設的な緊張関係の下で、日頃から十分な意思疎通を図り、積極的に情報収集を行う必要がある。

具体的には、経営陣や社外取締役、内部監査の担当者を含む為替取引分析業者の様々な役職員との定期・適時の面談や意見交換等を通じて、為替取引分析業者との日常的なコミュニケーションを確保し、経営に関する様々な情報を把握するよう努める必要がある。

（２）為替取引分析業者の自主的な努力の尊重

金融庁は、民間事業者である為替取引分析業者の自己責任原則にのっとりた経営判断を法令等に基づき検証し、問題の改善を促していく立場にある。

監督に当たっては、このような立場を十分に踏まえ、為替取引分析業者の業務運営に関する自主的な努力を尊重するよう配慮しなければならない。

（３）金融機関等の AML/CFT に係る義務等との整理

為替取引分析業者における不適切な業務運営の結果、委託元金融機関等において、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「犯収法」という。）等が求める AML/CFT に係る義務等の履行が不十分なものとなった場合には、その個別具体的な態様等も踏まえつつ、まずは、当該為替取引分析業者に対する監督権等の行使により対応することを検討する。

なお、金融機関等が為替取引分析業者に為替取引分析業務を委託している場合においても、犯収法等に基づく AML/CFT に係る義務は引き続き各金融機関等に課せられていること及び委託元金融機関等は、他の委託先と同様に、各業法等に基づき、委託先である為替取引分析業者の業務の適正性を管理・監督すべきことには変わりはないことに留意する。

（４）効率的・効果的な監督事務の確保

金融庁及び為替取引分析業者の限られた資源を有効に利用する観点から、監督事務は、為替取引分析業者の規模や特性等を十分に踏まえ、効率的・効果的に行われる必要がある。

したがって、為替取引分析業者に報告や資料提出等を求める場合には、監督事務上真に必要なものに限定するよう配慮するとともに、現在行っている監督事務の必要性、方法等については常に点検を行い、必要に応じて改善を図るなど、効率性・有効性の向上を図るよう努めなければならない。

既に行われた報告や資料提出等については、為替取引分析業者の事務負担軽減等の観点を踏まえ、年1回定期的に点検を行う。その際は、為替取引分析業者の意見を十分にヒアリングすることに留意する。

また、為替取引分析業者の監督において、財務省が共管となる場合には、監督上の連携を密接に行う必要がある。

II-1-1 監督事務の進め方

為替取引分析業者の監督事務の基本は、実態把握や対話等を通じたモニタリング、監督上の措置、フィードバック、情報発信といった各手法を、各為替取引分析業者の状況や抱えている問題の性質・重大性等に応じて適切に組み合わせ用いることにより、各為替取引分析業者に必要な改善を促していくことにある。

これに加えて、金融のデジタル化の進展やマネー・ローンダリング等の手口の巧妙化等により絶え間なく変化するマネー・ローンダリング等に係るリスクの特性を踏まえ、為替取引分析業者との対話の中で、金融機関等におけるAML/CFTの実効性の向上に資する創意工夫の不断の追求を促していくことが求められる。

II-1-2 一般的な監督事務

(1) オフサイト・モニタリング

金融庁担当課室は、為替取引分析業者の業務の適正かつ確実な遂行の確保のため、以下に示すヒアリング等を通じ、オフサイト・モニタリングを実施し、為替取引分析業者の業務の実態把握に努めるものとする。

① 経営実態に関するヒアリング

業務報告書からの情報に加え、必要に応じ、詳細な報告を求めた上で、業務の状況等について、深度あるヒアリングを行う。

② 法令等遵守に関するヒアリング

金融庁担当課室は、検査の指摘事項に対する改善報告などの各種報告や、為替取引分析業者に対する苦情等の状況等から、為替取引分析業者に対して、法令等遵守状況に関する深度あるヒアリングを行うものとする。また、必要に応じ、経営管理態勢、内部管理態勢、内部監査態勢等に関するヒアリングを行うものとする。

③ トップヒアリング

必要に応じ、金融庁は、直接、為替取引分析業者の経営陣に対し、経営管理態勢、内部管理態勢、内部監査態勢等に関するトップヒアリングを実施するものとする。

④ 随時のヒアリング

為替取引分析業者の業況の変化や、為替取引分析業者に対する委託元金融機関等の姿勢の変化を始め、為替取引分析業者の業務の適正かつ確実な遂行に影響を及ぼしかねない事象が生ずるなど、監督上必要と認めるときは、随時ヒアリングを実施することとする。

⑤ オフサイト・モニタリングに当たっての留意点

オフサイト・モニタリングの実施が、為替取引分析業者が抱える経営実態や法令等遵守態勢、AML/CFT、情報管理に係る課題等の問題点を早期に把握すること及び当該問題点を踏まえた行政上の必要な対応（為替取引分析業者の自主的な改善を促すことを含む。）の検討につながるよう十分配意するものとする。また、問題点がどのような背景や土壌から発生し、どのようなリスクを有しているかなど、問題の本質を探究することにも留意するものとする。

なお、金融庁は、為替取引分析業者の規模・特性等を考慮し、その効率的・効果的な監督事務の実施に努めるものとする。

（２）法第 63 条の 35 の規定に基づく立入検査

為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要と認めるときは、法第 63 条の 35 の規定に基づく立入検査を行う。

その際、経営上重要な問題は何で、その根本的な原因は何かを常に念頭に置き、経営陣と議論を行うことで、安易な結論ではなく、為替取引分析業者の経営や金融行政上重要な課題について根幹に根差した議論を行うよう心掛ける。

なお、立入検査に係る基本的な手続は、別紙1「立入検査の基本的手続」を参照。

また、検査結果通知書を交付した場合は、その交付日から原則として1週間以内に為替取引分析業者に対し、指摘事項についての事実確認を行うとともに、発生原因分析、改善・対応策等について、法第63条の35第1項の規定に基づき、1か月以内に報告することを求める。

(3) 対話

対話は、法令等遵守等に係る重大な問題発生の有無や蓋然性、為替取引分析業者の経営状況の改善に向けた自主的な取組状況、AML/CFTに係る課題認識等その時々における個別具体的状況、問題の性質、為替取引分析業者の規模や業務特性等に応じて実施される。

対話を実施する際は、当局側の思い込みや、仮説の押し付けを排し、可能な限り、為替取引分析業者が安心して自らの立場を主張できるよう努めつつ、まずは、為替取引分析業者側の考え方や方針を十分に把握し、その上で事実の提示を伴いつつ行うことを徹底する。

さらに、対話に当たっては、それまで、当局が各為替取引分析業者と行ってきたやりとり等を十分に踏まえ、対話の継続性に配慮した運営に努める必要がある。

当局による実態把握において、重大な問題発生の蓋然性が高まったことが認められた場合においても、まずは、為替取引分析業者自らが課題・根本原因・改善策の妥当性について検証を行った上で、当局と為替取引分析業者との間で改善策の策定・実行について深度ある対話を行うこととする。ただし、既に重大な問題が発生している等高度の緊急性が認められる場合においては、当局が考える要改善事項の明確な指摘を行った上で各為替取引分析業者の対応方針を確認する。

上記問題が発生する蓋然性が認められない為替取引分析業者については、自らの置かれた状況に応じ多様で主体的な創意工夫を発揮することで、取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性の継続的な向上等の努力を続けることが重要である。そこで、当局としては、日頃のモニタリングを通じた特性把握を基に、各為替取引分析業者の置かれた経営環境や経営課題あるいは、各為替取引分析業者の戦略、方針について深い理解を持った上で、特定の答えを前提とすることなく、為替取引分析業者自身が「気づき」を得ることを目的に、為替取引分析業者との間で、AML/CFTに係る当局の認識やリスク管理、人材育成等について深度ある対話を行っていく（この過程でベストプラクティス等の他の参考事例を必要に応じて共有する。）。

（４）無許可業者に係る対応

利用者その他の者からの苦情、捜査当局からの照会、為替取引分析業者等からの情報提供等により、無許可で為替取引分析業を行っている疑いのある者を把握した場合には、まずは当該者における業務実態の把握に努め、その業容に応じて適切に対処することとする。

Ⅱ－１－３ 共管省庁との連携

金融庁と共管省庁である財務省との間では、為替取引分析業者を監督する上で必要と考えられる情報について、適切に情報交換等を行い、リスクの存在や問題意識の共有を図る必要がある。

そのため、公表されていないリスクの存在や問題等を把握したときなどには適宜適切な情報提供や積極的な意見交換を行う等、連携の強化に努めることとする。

Ⅱ－１－４ 関係省庁との連携

為替取引分析業者に対して業務改善命令等の処分を行おうとする場合には、あらかじめ、当該為替取引分析業者に係る委託元金融機関等を所管する厚生労働大臣等と協議しなければならないとされている（法第 63 条の 39）。

また、為替取引分析業者の行う為替取引分析業の適正かつ確実な遂行が確保されていないと疑うに足りる事情を把握した場合には、厚生労働大臣等は、内閣総理大臣及び財務大臣に対し、当該為替取引分析業者に対して適当な措置をと

ることが必要である旨の意見を述べることができることとされている（法第 63 条の 40 第 1 項）。

上記の点を踏まえ、為替取引分析業者に行政処分等を行おうとする場合には、必要に応じて、これら関係省庁と緊密に連携して対応する。

また、AML/CFT 関係事務を所掌する関係省庁等との間においても、必要に応じて情報共有・意見交換を行うなど、密接な連携を図ることとする。

II-1-5 為替取引分析業者等が提出する書類における記載上の留意点

本監督指針の各様式における氏名の記載欄について、氏を改めた者においては、旧氏（住民基本台帳法施行令第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。）及び名を氏名に併せて括弧書で記載することができることに留意する。

なお、法第 63 条の 24 第 1 項の許可申請書又は法第 63 条の 33 第 2 項の規定による届出書に旧氏及び名を併せて記載して提出した者については、これらの書類に記載した当該旧氏及び名を変更する旨を届け出るまでの間、当該旧氏及び名を括弧書で併せて記載し、又は当該旧氏及び名のみを記載することができることに留意する。

II-1-6 書面・対面による手続についての留意点

為替取引分析業者等による当局への申請・届出等及び当局から為替取引分析業者等に対し発出する処分通知等については、それぞれ情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（以下「デジタル手続法」という。）第 6 条第 1 項及び第 7 条第 1 項の規定により、法令の規定において書面等により行うことその他のその方法が規定されている場合においても、当該法令の規定にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができることとされている。

こうしたデジタル手続法の趣旨を踏まえ、デジタル手続法の適用対象となる手続に係る本監督指針の規定についても、当該規定の書面・対面に係る記載にかかわらず、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができるものとする。

また、経済社会活動全般において、デジタルイゼーションが飛躍的に進展している中、政府全体として、書面・押印・対面手続を前提とした我が国の制度・慣行を見直し、実際に足を運ばなくても手続ができるリモート社会の実現に向けた取組を進めている。

金融庁としても、こうした取組を着実に進めるため、所管事業者等から受け付ける申請・届出等について、全ての手続についてオンラインでの提出を可能とするための金融庁電子申請・届出システムを更改したほか、押印を廃止するための内閣府令及び監督指針等の改正を行うこと等により、行政手続の電子化を推進してきた。

さらに、民間事業者間における手続についても、「金融業界における書面・押印・対面手続の見直しに向けた検討会」を開催し、業界全体での慣行見直しを促すことにより、書面の電子化や押印の不要化、対面規制の見直しに取り組んできた。

このような官民における取組も踏まえ、本監督指針の書面・対面に係る記載のうち、デジタル手続法の適用対象となる手続に係るもの以外についても、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

以上のような取扱いとする趣旨に鑑み、本監督指針の規定に基づく手続については、手続の相手方の意向を考慮した上で、可能な限り、書面・対面によらない方法により行うことを慫慂するものとする。

Ⅱ－１－７ 申請書等の提出方法に係る留意点

Ⅱ－１－６を踏まえ、為替取引分析業者等による金融庁への申請・届出等については、原則として、金融庁電子申請・届出システムを利用する方法による提出を求めることとする。

II－2 相談・苦情等への対応

(1) 為替取引分析業者及び為替取引分析業者の行う業務に関する相談・苦情等に対しては、金融サービス利用者相談室が第一義的な受付窓口となるが、申出人に対しては、当局は個別の事案に関してあっせん等を行う立場にないことを説明するものとする。

なお、寄せられた相談・苦情等のうち、申出人が為替取引分析業者側への情報提供について承諾している場合には、原則として、監督部局において、当該為替取引分析業者への情報提供を行うこととする。

(注) 寄せられた相談・苦情等が申出人の利用する金融機関等に関するものでもある場合には、当該金融機関等への情報提供が必要となることも見込まれることから、原則として、当該金融機関等への情報提供についての承諾も併せて得るものとする。

(2) 監督部局においては、金融サービス利用者相談室に寄せられた相談・苦情等の監督事務への適切な反映を図るため、次の対応をとるものとする。

- ① 金融サービス利用者相談室から回付される相談・苦情等の分析
- ② 金融サービス利用者相談室との情報交換

Ⅱ－３ 法令解釈等外部からの照会への対応

Ⅱ－３－１ 法令照会

（１）照会を受ける内容の範囲

照会を受ける内容の範囲は、法及びこれに関連する法令であって金融庁が所管する法令に関するものとする。

なお、照会が権限外の法令等に係るものであった場合には、コメント等は厳に慎むものとする。

（２）照会に対する回答方法

- ① 本監督指針、審議会等の答申・報告等の既存資料により回答可能なものについては、適宜回答するものとする。
- ② 金融庁担当課室長は、金融庁が所管する法令に関し、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者又はこれらの事業者により構成される事業者団体から受けた、以下のア．及びイ．で定める要件を満たす一般的な照会であって、書面又は電磁的方法による回答及び公表を行うことが法令適用の予測可能性向上等の観点から適切と認められるものについては、これに対する回答を書面又は電磁的方法により行い、その内容を公表することとする。

（注）事業者団体とは、金融庁所管法令の直接の適用を受ける、業種等を同じくする事業者が、共通の利益を増進することを主たる目的として、相当数結合した団体又はその連合体（当該団体に連合会、中央会等の上部団体がある場合には、原則として、最も上部の団体に限る。）をいう。

ア．本手続の対象となる照会の範囲

本手続の対象となる照会は、次の要件の全てを満たすものとする。

- a. 特定の事業者の個別の取引等に対する法令適用の有無を照会するものではない、一般的な法令解釈に係るものであること（法令適用事前確認手続の利用が可能でないこと。）。
- b. 事実関係の認定を伴う照会でないこと。

- c. 照会内容が、金融庁所管法令の直接の適用を受ける事業者（照会者が団体である場合はその団体の構成事業者）に共通する取引等に係る照会であって、多くの事業者からの照会が予想される事項であること。
- d. 過去に公表された事務ガイドライン等を踏まえれば明らかになっているものでないこと。

イ. 照会書

本手続の利用を希望する照会者からは、次の内容が記載された照会書（当該照会書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下Ⅱ－３－３までにおいて同じ。）の提出を受けるものとする。

- a. 照会の対象となる法令の条項及び具体的な論点
- b. 照会に関する照会者の見解及び根拠
- c. 照会及び回答の内容が公表されることに関する同意

また、照会内容及びア. に記載した事項を判断するために、照会書の補正や資料の追加を要する場合には、照会者に対して照会書の補正又は追加資料の提出を求めることとする。

ウ. 照会窓口

照会書の受付窓口は、照会内容に係る法令を所管する金融庁担当課室とする。

エ. 回答

- a. 金融庁担当課室長は、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから原則として２か月以内に照会者に対して回答を行うよう努めることとし、２か月以内に回答できない場合には、照会者に対してその理由を説明するとともに、回答時期の目途を伝えることとする。
- b. 回答書（当該回答書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下Ⅱ－３－３までにおいて同じ。）には、次の内容を付記することとする。

「本回答は、照会対象法令を所管する立場から、照会書に記載された情報のみを前提に、照会対象法令に関し、現時点における一般的な見解を示すものであり、個別具体的な事例への適用を判断するもので

はなく、また、もとより捜査当局の判断や司法判断を拘束し得るものではない。」

- c. 本手続による回答を行わない場合には、金融庁担当課室は、照会者に対し、その旨及び理由を説明することとする。

オ. 公表

エ. の回答を行った場合には、金融庁は、速やかに照会及び回答の内容を金融庁ウェブサイト上に掲載して、公表することとする。

- ③ 上記②に該当するもの以外のもので照会頻度が高いもの等については、必要に応じ応接箋を作成した上で、関係部局に回覧し、金融庁担当課室の企画又は法務担当係が保存するものとする。
- ④ 照会者が照会事項に関し、金融庁からの書面又は電磁的方法による回答を希望する場合であって、Ⅱ－３－２（２）に照らし法令適用事前確認手続の利用が可能な場合には、照会者に対し、法令適用事前確認手続を利用するよう伝えることとする。

Ⅱ－３－２ 法令適用事前確認手続（ノーアクションレター制度）

法令適用事前確認手続（以下「ノーアクションレター制度」という。）とは、民間企業等が実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、当該行為が特定の法令の規定の適用対象となるかどうかを、あらかじめ当該規定を所管する行政機関に確認し、その機関が回答を行うとともに、当該回答を公表する制度であり、金融庁では、「法令適用事前確認手続に関する細則」を定めている。

本項は、ノーアクションレター制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては、必ず「金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則」を参照するものとする。

（１）照会窓口

照会窓口は、金融庁銀行・証券監督局総務課とする。

なお、照会窓口である金融庁銀行・証券監督局総務課は、(2)③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、照会事案に係る法令を所管する担当課室に回付する。

(2) 照会書受領後の流れ

照会書を回付された後は、担当課室において、回答を行う事案か否か、特に、以下の①ないし③について確認し、当制度の利用ができない照会の場合には、照会者に対しその旨を連絡する。

また、照会書の補正、追加資料の提出等が必要な場合には、照会者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加資料は必要最小限とし、照会者の過度な負担とならないよう努めることとする。

① 照会の対象

民間企業等が、新規の事業や取引を具体的に計画している場合において、金融庁が本手続の対象としてウェブサイトに掲げた所管の法律及びこれに基づく政府令（以下「対象法令（条項）」という。）に関し、次のような照会を行うものか。

- ア. その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか。
- イ. その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか。
- ウ. その事業や取引を行うことによって、業務停止や許可取消し等（不利益処分）を受けることがないかどうか。
- エ. その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないかどうか。

② 照会者の範囲

照会者は、実現しようとする自己の事業活動に係る具体的行為に関して、対象法令（条項）の適用に係る照会を行う者又は当該者から依頼を受けた弁護士等であって、③の記載要領を満たした照会書を提出し、かつ、照会及び回答の内容が公表されることに同意しているか。

③ 照会書の記載要領

照会書は、次の要件を満たしているものか。

- ア. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実が記載されていること。
- イ. 対象法令（条項）のうち、適用対象となるかどうかを確認したい法令の条項が特定されていること。
- ウ. 照会及び回答の内容が公表されることに同意していることが記載されていること。
- エ. イ. において特定した法令の条項の適用に関する照会者の見解及びその根拠が明確に記述されていること。

④ 回答

照会書を回付された課室の長は、照会者からの照会書が照会窓口に到達してから原則として 30 日以内に照会者に対する回答を行うものとする。

ただし、次に掲げる場合には、各々の定める期間を回答期間とする。

なお、いずれの場合においても、補正期間を含め、できるだけ早く回答するよう努めることとする。

- ア. 高度な金融技術等に係る照会で慎重な判断を要する場合 原則 60 日以内
- イ. 担当部局の事務処理能力を超える多数の照会により業務に著しい支障が生ずるおそれがある場合 30 日を超える合理的な期間内
- ウ. 他府省との共管法令に係る照会の場合 原則 60 日以内

（注）照会書の記載について補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、回答期間に算入しないものとする。また、30 日以内に回答を行わない場合には、照会者に対して、その理由及び回答時期の目途を通知することとする。

⑤ 照会及び回答についての公開

金融庁は、照会及び回答の内容を、原則として回答を行ってから 30 日以内に全て金融庁ウェブサイトに掲載して公開する。

ただし、照会者が、照会書に、回答から一定期間を超えて公開を希望する理由及び公開可能とする時期を付記している場合であって、その理由が合理的

であると認められるときは、回答から一定期間を超えて公開することができる。

この場合においては、必ずしも照会者の希望する時期まで公開を延期するものではなく、公開を延期する理由が消滅した場合には、公開する旨を照会者に通知した上で、公開することができる。

また、照会及び回答の内容のうち、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第5条に規定する不開示情報が含まれている場合、これを除いて公表することができる。

II-3-3 グレーゾーン解消制度

産業競争力強化法（以下「強化法」という。）第7条第1項は、新事業活動を実施しようとする者は、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する法律及び法律に基づく命令（告示を含む。以下この項において「法令」という。）の規定の解釈並びに当該新事業活動及びこれに関連する事業活動に対する当該規定の適用の有無について、その確認を求めることができる制度（以下「グレーゾーン解消制度」という。）を規定している。本項は、グレーゾーン解消制度における事務手続を規定するものであり、制度の利用に当たっては、「「グレーゾーン解消制度」、「規制のサンドボックス制度」及び「新事業特例制度」の利用の手引き」（令和4年7月15日経済産業省）（以下同省による改正後のものを含め、この項において「利用の手引き」という。）を参照するものとする。

（1）照会窓口

照会窓口は、金融庁総合政策課とする。

なお、照会窓口である金融庁総合政策課は、（2）③の記載要領に示す要件を満たした照会書が到達した場合は速やかに受け付け、当該照会書の提出先が2以上の主務大臣であるときは、他の主務大臣に対し、その確認を求めるものとする。

（2）照会書受領後の流れ

照会書を受け付けた後は、金融庁総合政策課において、当該照会書を当該照会書に記載された確認の求めに係る法令を所管する担当課室に速やかに回付する

とともに、当該担当課室と協議しつつ、回答を行う事案か否か、特に、以下の①から③までについて確認し、当制度の利用ができない確認の求めの場合には、当該照会書を提出した者（以下この項において「提出者」という。）に対しその旨を連絡する。また、照会書の補正、追加資料の提出等が必要な場合には、提出者に対し所要の対応を求めることができる。ただし、追加資料は必要最小限とし、提出者の過度な負担とならないよう努めるものとする。

① 確認の求めの主体

次のア．及びイ．を満たすか。

ア．提出者が、新事業活動を実施しようとする者であること。

（注）「新事業活動」とは、新商品の開発又は生産、新たな役務の開発又は提供、商品の新たな生産又は販売の方式の導入、役務の新たな提供の方式の導入その他の新たな事業活動のうち、当該新たな事業活動を通じて、生産性（資源生産性（エネルギーの使用又は鉱物資源の使用（エネルギーとしての使用を除く。）が新たな事業活動を実施しようとする者の経済活動に貢献する程度をいう。）を含む。）の向上又は新たな需要の開拓が見込まれるものであって、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがないものをいう（強化法第2条第4項及び産業競争力強化法に基づく新技術等実証及び新事業活動に関する規制の特例措置の整備等及び規制改革の推進に関する命令（以下「強化法命令」という。）第2条）。

イ．提出者が、当庁所管の事業に係る新事業活動を実施しようとしている者であること又は、提出者が、その新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めようとしている者であること。

② 照会の対象

提出者が、その実施しようとする新事業活動及びこれに関連する事業活動に関する規制について規定する当庁が所管する法令の規定の解釈及び当該規定の適用の有無について、その確認を求めるものであって、次のような照会を行うものか。

ア．その事業や取引を行うことが、無許可営業等にならないかどうか。

イ．その事業や取引を行うことが、無届け営業等にならないかどうか。

ウ．その事業や取引を行うことによって、業務停止や許可取消し等（不利益処分）を受けることがないかどうか。

エ．その事業や取引を行うことに関し、直接に義務を課され又は権利を制限されることがないかどうか。

③ 照会書の記載要領

強化法命令様式第 9 に従い、また利用の手引きを踏まえ、次の事項が記載されているか。

ア．新事業活動及びこれに関連する事業活動の目標

イ．新事業活動及びこれに関連する事業活動の内容

ウ．新事業活動及びこれに関連する事業活動の実施時期

エ．解釈及び適用の有無の確認を求める法令の条項等

オ．具体的な確認事項

（３）回答

照会書を回付された課室は、金融庁総合政策課が回答を行う事案と判断した場合においては、提出者からの照会書が照会窓口に到達してから原則として 1 か月以内に提出者に対し強化法命令様式第 11 による回答書を交付するものとする。

また、照会書を回付された課室は、当該照会書に記載された確認の求めに係る法令の規定の解釈及び適用の有無についての検討の状況に照らし、上記期間内に回答書を交付することができないことについてやむを得ない理由がある場合には、当該回答書を交付するまでの間 1 か月を超えない期間ごとに、その旨及びその理由を提出者に通知するものとする。

Ⅱ－４ 行政指導等を行う際の留意点等

Ⅱ－４－１ 行政指導等を行う際の留意点

為替取引分析業者に対して、行政指導等（行政手続法第２条第６号に規定する行政指導又は当該行政指導との区別が必ずしも明確ではない情報提供、相談、助言等の行為をいう。）を行うに当たっては、行政手続法等の法令等に沿って適正に行うものとする。特に行政指導を行う際には、以下の点に留意する。

（１）一般原則（行政手続法第３２条）

- ① 行政指導の内容が飽くまでも相手方の任意の協力によってのみ実現されているか。例えば、次の点に留意する。

ア．行政指導の内容及び運用の実態、担当者の対応等について、相手方の理解を得ているか。

イ．相手方が行政指導に協力できないとの意思を明確に表明しているにもかかわらず、行政指導を継続していないか。

- ② 相手方が行政指導に従わなかったことを理由として不利益な取扱いをしてはいないか。

ア．行政指導に従わない事実を法律の根拠なく公表することも、公表することにより経済的な損失を与えるなど相手方に対する社会的制裁として機能するような状況の下では、「不利益な取扱い」に当たる場合があることに留意する。

イ．行政指導を行う段階においては処分権限を行使するか否かは明確でなくとも、行政指導を行った後の状況によっては処分権限行使の要件に該当し、当該権限を行使することがあり得る場合に、そのことを示して行政指導をすること自体を否定するものではない。

（２）申請に関連する行政指導（行政手続法第３３条）

申請者が当該行政指導に従う意思がない旨を表明したにもかかわらず当該行政指導を継続すること等により当該申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

① 申請者が、明示的に行政指導に従わない旨の意思表示をしていない場合であっても、行政指導の経緯や周囲の客観情勢の変化等を勘案し、行政指導の相手方に拒否の意思表示がないかどうかを判断する。

② 申請者が行政指導に対応している場合でも、申請に対する判断・応答が留保されることについても任意に同意しているとは必ずしもいえないことに留意する。

③ また、例えば、次の点に留意する。

ア. 申請者が行政指導に従わざるを得ないようにさせ、申請者の権利の行使を妨げるようなことをしていないか。

イ. 申請者が行政指導に従わない旨の意思表示を明確には行っていない場合、行政指導を行っていることを理由に申請に対する審査・応答を留保していないか。

ウ. 申請者が行政指導に従わない意思を表明した場合には、行政指導を中止し、申請に対し、速やかに適切な対応をしているか。

(3) 許認可等の権限に関連する行政指導（行政手続法第 34 条）

許認可等をする権限又は許認可等に基づく処分をする権限を行使することができない場合又は行使する意思がない場合であるにもかかわらず、当該権限を行使し得る旨を殊更に示すことにより相手方に当該行政指導に従うことを余儀なくさせていないか。

例えば、次の点に留意する。

① 許認可等の拒否処分をすることができないにもかかわらず、できる旨を示して一定の作為又は不作為を求めているか。

② 行政指導に従わなければすぐにでも権限を行使することを示唆したり、何らかの不利益な取扱いを行うことを暗示したりするなど、相手方が行政指導に従わざるを得ないように仕向けてはいないか。

(4) 行政指導の方式（行政手続法第 35 条）

① 行政指導を行う際には、相手方に対し、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を明確に示しているか。

例えば、次の点に留意する。

- ア．相手方に対して求める作為又は不作為の内容を明確にしているか。
- イ．当該行政指導をどの担当者の責任において行うものであるかを示しているか。
- ウ．個別の法律に根拠を有する行政指導を行う際には、その根拠条項を示しているか。
- エ．個別の法律に根拠を有しない行政指導を行う際には、当該行政指導の必要性について理解を得るため、その趣旨を伝えているか。

- ② 行政指導（行政手続法第 35 条第 4 項各号に掲げるものを除く。）について、相手方から、行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を記載した書面の交付を求められたときは、行政上特別の支障がない限り、原則としてこれを交付しているか。なお、当該書面の交付に当たっては、次の点に留意する。

- ア．書面の交付を求められた場合には、できるだけ速やかに交付することが必要である。
- イ．書面交付を拒み得る「行政上特別の支障」がある場合とは、書面が作成者の意図と無関係に利用、解釈されること等により行政目的が達成できなくなる場合など、その行政指導の趣旨及び内容並びに責任者を書面で示すことが行政運営上著しい支障を生じさせる場合をいう。
- ウ．単に処理件数が大量であるだけの場合や単に迅速に行う必要がある場合であることをもって、「行政上特別の支障」がある場合に該当するとはいえないことに留意する。

II-4-2 面談等を行う際の留意点

職員が、為替取引分析業者の役職員等と面談等（面談、電話、電子メール等によるやりとりをいう。以下同じ。）を行うに際しては、次の事項に留意するものとする。

- ① 面談等に参加する職員は、常に綱紀及び品位を保持し、穏健冷静な態度で臨んでいるか。
- ② 面談等の目的、相手方の氏名・所属等を確認しているか。
- ③ 面談等の方法、面談等を行う場所、時間帯、参加している職員及び相手方が、面談等の目的・内容からみてふさわしいものとなっているか。

- ④ 面談等の内容・結果について双方の認識が一致するよう、必要に応じ確認しているか。特に、面談等の内容・結果が守秘義務の対象となる場合には、そのことが当事者双方にとって明確となっているか。
- ⑤ 面談等の内容が上司の判断を仰ぐ必要のあるものである場合において、状況に応じあらかじめ上司の判断を仰ぎ、又は事後に速やかに報告しているか。また、同様の事案について複数の相手方と個別に面談等を行う場合には、行政の対応の統一性・透明性に配慮しているか。

Ⅱ－５ 行政処分等を行う際の留意点等

Ⅱ－５－１ 行政処分（不利益処分）に関する基本的な事務の流れについて

Ⅱ－５－１－１ 行政処分

金融庁が行う主要な不利益処分（行政手続法第２条第４号に規定する不利益処分をいう。以下同じ。）としては、①法第６３条の３６の規定に基づく業務改善命令、②法第６３条の３７の規定に基づく許可の取消し等があるが、これらの発動に関する基本的な事務の流れを例示すれば、以下のとおりである。

（１）法第６３条の３５第１項の規定に基づく報告徴求

- ① オンサイトの立入検査や、オフサイト・モニタリングを通じて、為替取引分析業者の法令等遵守態勢、経営管理態勢、業務遂行態勢等に問題があると認められる場合においては、法第６３条の３５第１項の規定に基づき、当該事項についての事実認識、発生原因分析、改善・対応策その他必要と認められる事項について、報告を求めることとする。
- ② 報告を検証した結果、更に精査する必要があると認める場合においては、法第６３条の３５第１項の規定に基づき、追加報告を求めることとする。

（２）法第６３条の３５第１項の規定に基づき報告された改善・対応策のフォローアップ

- ① （１）の報告を検証した結果、業務の適正性・確実性の観点から重大な問題が発生しておらず、かつ、為替取引分析業者の自主的な改善への取組を求めることが可能な場合においては、任意のヒアリング等を通じて報告された改善・対応策のフォローアップを行うこととする。
- ② 必要があれば、法第６３条の３５第１項の規定に基づき、定期的なフォローアップ報告を求める。

（３）法第６３条の３６の規定に基づく業務改善命令

（１）の報告を検証した結果、例えば、業務の適正性・確実性の観点から重大な問題が認められる場合、為替取引分析業者の自主的な取組では業務改善が図られないと認められる場合などにおいては、法第６３条の３６の規定に基づき、業務改善計画の提出とその実行を命ずることを検討する。

(4) 法第 63 条の 37 の規定に基づく許可の取消し等

(1) の報告を検証した結果、重大な法令等の違反や公益を害する行為が認められる等により、今後の業務の継続が不相当と認められる場合等には、法第 63 条の 37 の規定に基づく許可の取消し等を検討する。

なお、(3) 又は (4) の行政処分を検討する際には、以下の①から③までに掲げる要素を勘案するとともに、それ以外に考慮すべき要素がないかどうかを吟味するものとする。

① 当該行為の重大性・悪質性

ア. 公益侵害の程度

為替取引分析業者が、例えば、業務方法書等に定められた情報の管理方法の主要な部分の実施を怠ることにより、業務において取り扱う情報の漏えいを生じさせるなど、公益を侵害していないか。

イ. 利用者等の被害の程度

広範囲にわたって多数の利用者その他の者が被害を受けたかどうか。個々の被害者が受けた被害がどの程度深刻か。

ウ. 行為自体の悪質性

例えば、利用者その他の者から多数の苦情を受けているのにもかかわらず、対応を怠り続けるなど、為替取引分析業者の行為が悪質であったか。

エ. 当該行為が行われた期間や反復性

当該行為が長期間にわたって行われたのか、短期間のものだったのか。反復・継続して行われたものか、1 回限りのものか。また、過去に同様の違反行為が行われたことがあるか。

オ. 故意性の有無

当該行為が違法・不適切であることを認識しつつ故意に行われたのか、過失によるものか。

カ. 組織性の有無

当該行為が担当者（業務委託先（２以上の段階にわたる委託に係るものを含む。）及びその従業者を含む。）個人の判断で行われたものか、あるいは管理者も関わっていたのか。さらに経営陣の関与があったのか。

（注）当該担当者、管理者又は経営陣であった者の関与についても考慮する。

キ．隠蔽の有無

問題を認識した後に隠蔽行為はなかったか。隠蔽がある場合には、それが組織的なものであったか。

ク．反社会的勢力との関与の有無

反社会的勢力との関与はなかったか。関与がある場合には、どの程度か。

② 当該行為の背景となった経営管理態勢及び業務運営態勢の適切性

ア．代表取締役や業務執行取締役、取締役会の法令等遵守に関する認識や取組は十分か。

イ．内部監査部門の体制は十分か。また、適切に機能しているか。

ウ．法令等遵守担当部門やリスク管理部門の体制は十分か。また、適切に機能しているか。

エ．業務担当者の法令等遵守に関する認識は十分か。また、社内教育が十分になされているか。

③ 軽減事由

以上のほかに、行政による対応に先行して、為替取引分析業者自身が自主的に当該行為の背景となった問題点を改善するための所要の対応に取り組んでいる、といった軽減事由があるか。

（５）標準処理期間

（３）又は（４）の行政処分をしようとする場合には、為替取引分析業者（法第２条第２１項第１号に掲げる行為を業として行う者を除く。）については、（１）

の報告書を受理したときから、原則としておおむね1か月（法第63条の39の規定に基づく協議を要する場合はおおむね2か月）以内を目途に行うものとし、為替取引分析業者（同号に掲げる行為を業として行う者に限る。）については、（1）の報告書を受理したときから、原則としておおむね2か月以内を目途に行うものとする。

（注1）「報告書を受理したとき」の判断においては、次の点に留意する。

- ① 複数回にわたって法第63条の35第1項の規定に基づく報告を求める場合（直近の報告書を受理したときから起算した上記の期間内に報告を求める場合に限る。）には、最後の報告書を受理したときを指すものとする。
- ② 提出された報告書に関し、資料の訂正、追加提出等（軽微なものを除く。）を求める場合には、当該資料の訂正、追加提出等が行われたときを指すものとする。

（注2）弁明・聴聞等に要する期間は、標準処理期間には含まれない。

（注3）標準処理期間は、処分を検討する基礎となる情報ごとに適用する。

（注4）複数の当事者にわたる事案の場合には、当該当事者から必要な報告書を全て受理したときから、標準処理期間を起算する。

II-5-1-2 法第63条の36の規定に基づく業務改善命令の履行状況の報告義務の解除

法第63条の36の規定に基づく業務改善命令を発出する場合には、当該命令に基づく為替取引分析業者の業務改善に向けた取組をフォローアップし、その改善努力を促すため、原則として、当該為替取引分析業者の提出する業務改善計画の履行状況の報告を求めることとなるが、以下の点に留意するものとする。

（1）法第63条の36の規定に基づく業務改善命令を発出している為替取引分析業者に対して、当該為替取引分析業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めて報告を求めている場合には、期限の到来により、当該為替取引分析業者の報告義務は解除される。

（2）法第63条の36の規定に基づく業務改善命令を発出している為替取引分析業者に対して、当該為替取引分析業者の提出した業務改善計画の履行状況について、期限を定めることなく継続的に報告を求めている場合には、業務改善命令を発出する要因となった問題に関して、業務改善計画に沿って十分な

改善措置が講じられたと認められるときには、当該計画の履行状況の報告義務を解除するものとする。

その際、当該報告等により把握した改善への取組状況に基づき、解除の是非を判断するものとする。

II－5－2 行政手続法等との関係

（１）行政手続法との関係

不利益処分をしようとする場合において、行政手続法第 13 条第 1 項第 1 号イからニまでのいずれかに該当するときは聴聞を行い、同項第 2 号に該当するときは弁明の機会を付与しなければならないことに留意する。

いずれの場合においても、不利益処分をする場合には同法第 14 条の規定に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（不利益処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

また、申請により求められた許認可等を拒否する処分をする場合には同法第 8 条の規定に基づき、処分の理由を示さなければならないこと（許認可等を拒否する処分を書面でするときは、処分の理由も書面により示さなければならないこと）に留意する。

その際、単に根拠規定を示すだけでなく、いかなる事実関係に基づき、いかなる法令・基準を適用して処分がなされたかを明らかにすること等が求められることに留意する。

（２）行政不服審査法との関係

不服申立てをすることができる処分をする場合には、行政不服審査法第 82 条の規定に基づき、不服申立てをすることができる旨等を書面で教示しなければならないことに留意する。

（３）行政事件訴訟法との関係

取消訴訟を提起することができる処分をする場合には、行政事件訴訟法第 46 条の規定に基づき、取消訴訟の提起に関する事項を書面で教示しなければならないことに留意する。

II-5-3 意見交換制度

(1) 意義

不利益処分が行われる場合、行政手続法に基づく聴聞又は弁明の機会の付与の手続とは別に、為替取引分析業者からの求めに応じ、金融庁と為替取引分析業者との間で、複数のレベルにおける意見交換を行うことで、行おうとする処分の原因となる事実やその重大性等についての認識の共有を図ることが有益である。

(2) 監督手法・対応

法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告徴求に係るヒアリング等の過程において、自らに対して不利益処分が行われる可能性が高いと認識した為替取引分析業者から、金融庁の幹部（注 1）と当該為替取引分析業者の幹部との間の意見交換の機会の設定を求められた場合（注 2）であって、金融庁が当該為替取引分析業者に対して聴聞又は弁明の機会の付与を伴う不利益処分を行おうとするときは、緊急に処分する必要がある場合を除き、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行う前に、行おうとする不利益処分の原因となる事実やその重大性等についての意見交換の機会を設けることとする。

（注 1）金融庁の幹部の例：担当課室長

（注 2）為替取引分析業者からの意見交換の機会の設定の求めは、当該不利益処分の原因となる事実についての法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告書等を受理したときから、聴聞の通知又は弁明の機会の付与の通知を行うまでの間になされるものに限る。

II-5-4 関係省庁等への連絡

報告徴求命令、業務改善命令又は業務停止命令の発出、許可の取消し等の不利益処分をしようとする場合には、必要に応じて、関係省庁等への連絡を行うものとする。

II-5-5 不利益処分の公表に関する考え方

業務改善命令等の不利益処分については、他の為替取引分析業者における予測可能性を高め、同様の事案の発生を抑制する観点から、財務の健全性に関する不利益処分等、公表により当該不利益処分の対象となる為替取引分析業者の経営改善に支障が生ずるおそれのあるものを除き、処分の原因となった事実、処分の内容等を公表することとする。

Ⅲ 監督上の評価項目と諸手続

Ⅲ－１ 経営管理

Ⅲ－１－１ 経営管理

（１）意義

為替取引分析業者が、取引フィルタリング、取引モニタリング等を適正かつ確実に実施し、金融機関等における AML/CFT の実効性の向上に資するという重要な役割を果たしていくためには、為替取引分析業者において、経営に対する規律付けが有効に機能し、適切な経営管理が行われることが重要である。

経営管理が有効に機能するためには、その組織の構成要素がそれぞれ本来求められる役割を果たしていることが前提となる。具体的には、取締役会、監査役、監査役会といった機関が経営をチェックできていること、各部門間のけん制や内部監査部門が健全に機能していること等が重要である。また、代表取締役、取締役、監査役及び全ての職階における従業者が自らの役割を理解し、そのプロセスに十分関与することが必要となる。

また、上場会社は、会社法及び金融商品取引所の規程において、社外取締役の確保について規定されているほか、同規程においては、コーポレートガバナンス・コードを尊重してコーポレート・ガバナンスの充実に取り組むよう努めることとされており、非上場会社に比べ、より高い水準の経営管理（ガバナンス）が要求されている。

こうしたことから、上場会社である為替取引分析業者の経営管理態勢のモニタリングにおいては、コーポレートガバナンス・コードの各原則において求められている水準の経営管理態勢を構築するに当たり、コーポレートガバナンス・コードにのっとり適切に取組を進めているかに留意し、その機能が適切に発揮されているかどうかを検証することとする。

なお、親会社が上場会社である為替取引分析業者については、その経営管理の検証に必要な範囲内で、コーポレートガバナンス・コードへの取組状況を含め親会社の経営管理態勢を確認するものとする。

(注) コーポレートガバナンス・コードは、いわゆる「プリンシプルベース・アプローチ」(原則主義)、及び「コンプライ・オア・エクスプレイン」(原則を実施するか、実施しない場合には、その理由を説明するか。)の手法を採用していることに留意することとする。なお、各上場市場においてコーポレートガバナンス・コードの各原則の適用範囲が定められていることに留意することとする。

(2) 主な着眼点

【経営陣】

① 代表取締役

ア. 為替取引分析業者には金融機関等における AML/CFT の実効性の向上に資する役割が求められていることを自覚し、これを経営目標の1つとして位置付け、業務の遂行に当たっているか。

イ. 法令等遵守や業務において取り扱う情報の適切な管理を経営上の重要課題の1つとして位置付け、代表取締役が率先して法令等遵守態勢や情報管理態勢の構築に取り組んでいるか。

ウ. 代表取締役は、リスク管理部門を軽視することが為替取引分析業の遂行に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。

② 取締役・取締役会

ア. 取締役は、業務執行に当たる代表取締役等の独断専行をけん制・抑止し、取締役会における業務執行の意思決定及び取締役の業務執行の監督に積極的に参加しているか。

イ. 社外取締役が選任されている場合には、社外取締役は、経営の意思決定の客観性を確保する等の観点から自らの意義を認識し、積極的に取締役会に参加しているか。また、社外取締役の選任議案を決定する場合には、社外取締役に期待される役割を踏まえ、為替取引分析業者との人的関係、資本的関係その他の利害関係を検証し、その独立性・適格性等を慎重に検討しているか。

また、社外取締役が取締役会で適切な判断をし得るよう、例えば、情報提供を継続的に行う等、何らかの枠組みを設けているか。

ウ．取締役会は、例えば、法令等遵守や為替取引分析業に係るより高度な分析手法等の導入、情報管理等に関する経営上の重要な意思決定・経営判断に際し、必要に応じ、外部の有識者の助言、外部の有識者を委員とする任意の委員会等を活用するなど、その妥当性・公正性を客観的に確保するための方策を講じているか。

特に、制度設計、社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。）、全体的な戦略及び重要な決定事項について、委託元金融機関等その他の関係者の意見を適切に反映するための方策を講じているか。

エ．取締役会は、為替取引分析業者が目指すべき全体像等に基づいた経営方針を明確に定めているか。さらに、経営方針に沿った経営計画を明確に定め、それを組織全体に周知しているか。また、その達成度合いを定期的に検証し必要に応じ見直しを行っているか。

オ．取締役及び取締役会は、法令等遵守に関し、誠実に、かつ率先垂範して取り組み、全社的な内部管理態勢の確立のため適切に機能を発揮しているか。

カ．取締役会は、リスク管理部門を軽視することが為替取引分析業の遂行に重大な影響を与えることを十分認識し、リスク管理部門を重視しているか。特に担当取締役はリスクの所在及びリスクの種類を理解した上で、各種リスクの測定・モニタリング・管理等の手法について深い認識と理解を有しているか。

③ 監査役・監査役会

ア．監査役・監査役会は、制度の趣旨にのっとり、その独立性が確保されているか。

イ．監査役・監査役会は、付与された広範な権限を適切に行使し、会計監査に加え業務監査を実施しているか。

ウ. 監査役会が組織される場合であっても、各監査役は、飽くまでも独任制の機関であることを自覚し、自己の責任に基づき積極的な監査を実施しているか。

エ. 監査役・監査役会は、外部監査の内容に応じてその結果の報告を受けるなどして、自らの監査の実効性の確保に努めているか。

【内部管理部門】

内部管理部門において、業務運営全般に関し、法令、業務方法書及び社内規則等にのっとり適正かつ確実に業務を遂行するための適切なモニタリング・検証が行われているか。

また、重大な問題等を確認した場合、経営陣に対し適切に報告が行われているか。

(注) 本監督指針において、「内部管理部門」とは、法令、業務方法書及び社内規則等を遵守した業務運営を確保するための内部事務管理部署、法務部署、リスク管理部署等をいう。

【内部監査部門】

- ① 内部監査部門は、被監査部門に対して十分けん制機能が働くよう独立する一方、被監査部門の業務状況等に関する重要な情報を適時収集する態勢・能力を有し、為替取引分析業者を取り巻く環境や業務状況に的確に対応した、実効性ある内部監査が実施できる体制となっているか。
- ② 内部監査部門は、被監査部門におけるリスク管理状況等を把握した上で、リスクの種類・程度に応じて、頻度・深度に配慮した効率的かつ実効性ある内部監査計画を立案し、状況に応じて適切にこれを見直すとともに、内部監査計画に基づき効率的で実効性ある内部監査を実施しているか。
- ③ 内部監査部門は、内部監査で指摘した重要な事項について遅滞なく代表取締役及び取締役会に報告しているか。内部監査部門は、指摘事項の改善状況を的確に把握しているか。

【外部監査の利用に係る留意事項】

為替取引分析業者において、外部監査（専門性を有する外部の者による監査）を利用する場合には、内部管理態勢の実効性や業務において取り扱う情報の適切な取扱いの確保のほか、取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性の継続的な向上等の視点から、為替取引分析業者が自ら実施する内部監査と同様に、その有効な活用が望まれる。

以上のことから、例えば次の点に留意して検証することとする。

- ① 外部の監査人に対して監査目的を明確に指示し、監査結果を業務改善に活用するための態勢を整備しているか。
- ② 外部監査において把握・指摘された重要な事項は、遅滞なく代表取締役、取締役会又は監査役会に報告されているか。
- ③ 被監査部門は、外部監査における指摘事項を一定期間内に改善しているか。また内部監査部門は、その改善状況を適切に把握・検証しているか。

（３）監督手法・対応

以下のヒアリング及び通常の監督事務を通じて、経営管理について検証することとする。

① 総合的なヒアリング（Ⅱ－１－２（１）参照）

総合的なヒアリングにおいて、経営上の課題、経営戦略及びその諸リスク、ガバナンスの状況等に関し、ヒアリングを行うこととする。また、必要に応じて、経営陣に対して直接にトップヒアリングを行うこととする。

② 日常の監督事務を通じた経営管理の検証

上記のヒアリングに加え、例えば、検査における指摘事項に対する業務改善報告のフォローアップ等の日常の監督事務を通じて、経営管理の有効性について検証することとする。

③ モニタリング結果の記録

上記モニタリング結果を踏まえ、特記すべき事項についてはその記録を作成・保存することにより、その後の監督事務における有効な活用を図ることとする。

④ 監督手法・対応

為替取引分析業者において、経営管理の有効性等に疑義が生じた場合には、原因、改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

さらに、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要と認めるときは、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

III－1－2 取締役等

(1) 主な着眼点

為替取引分析業者の取締役等の選任議案の決定プロセス等においては、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から、次の点に留意して検証する。

- ① 法第 63 条の 25 第 2 項第 5 号イからホまでのいずれかに該当する者又は許可時において既に該当していた者でないこと。
- ② 法令又は法令に基づいてする行政官庁の処分に違反していないこと。
- ③ 為替取引分析業又は為替取引分析関連業務（以下「為替取引分析業等」という。）に関し、不正又は著しく不当な行為をし、その情状が特に重いと認められることがないこと。

(2) 監督手法・対応

為替取引分析業者の取締役等が、

- ① 法第 63 条の 25 第 2 項第 5 号イからホまでのいずれかに該当することとなったとき又は許可時において既に該当していたことが判明したとき、
- ② 不正の手段により為替取引分析業者の取締役等となった者であることが判明したとき、
- ③ 法令又は法令に基づく行政官庁の処分に違反したとき又は違反したことが判明したとき

は、当該取締役等の選任プロセス等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

さらに、当該為替取引分析業者の経営管理態勢に重大な問題があると認められる場合であって、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要と認めるときは、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

III－1－3 人的構成

(1) 主な着眼点

為替取引分析業者の役職員に関する以下の事項に照らし、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用のある人的構成が確保されていると認められるか。

- ① 法、命令や本監督指針で示している経営管理の着眼点の内容を理解し実行するに足る知識・経験及び為替取引分析業の適正かつ確実な遂行に必要なとなる法令等遵守、リスク管理、AML/CFT 等に関する十分な知識・経験を有している者を確保しているか。なお、為替取引分析業は金融機関等における AML/CFT 業務の中核的な部分を受託して行うものであることを踏まえ、その適正かつ確実な遂行に当たっては、銀行法等の各業法、犯収法、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）等の法令のほか、業態ごとの監督指針、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン、外国為替検査ガイドライン、特定事業者全般に係る「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」、「疑わしい取引の参考事例」等により金融機関等に求められる対応に関する知識も必要となるほか、取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性の継続的な向上の観点から重要となる先端的な技術等を活用した高度な分析手法等に精通した人材の確保に努める必要があることに留意する。
- ② 法第 63 条の 25 第 2 項第 5 号イからホまでのいずれかに該当する者ではないか。
- ③ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいい、過去に暴力団員であった者を含む。）又は暴力団（同条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）と密接な関係を有する者ではないか。

- ④ 法等我が国の金融関連法令又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定（同法第 32 条の 3 第 7 項及び第 32 条の 11 第 1 項の規定を除く。）若しくは刑法若しくは暴力行為等処罰に関する法律の規定又はこれらに相当する外国の法令の規定に違反し、罰金の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。
- ⑥ 拘禁刑以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか。特に、刑法第 246 条から第 250 条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われていないか。

（２）監督手法・対応

（１）①から⑥までに掲げる要素は、為替取引分析業者が、その人的構成に照らして、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すると認められるか否かを審査するために総合的に勘案する要素の一部であり、特定の要素への該当をもって直ちにその人的構成の適否を判断するものではない。まずは為替取引分析業者自身がその責任において、こうした要素を踏まえつつ、適切な人的構成の確保に努めるべきである。

ただし、為替取引分析業者の役職員の選任プロセス等において、こうした要素が十分に勘案されていないと認められる場合であって、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要と認めるときは、自らの人的構成に関する為替取引分析業者の認識及び役職員の選任プロセス等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

さらに、当該為替取引分析業者の人的構成に重大な問題があると認められる場合であって、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要と認めるときは、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－２ 財務の健全性

Ⅲ－２－１ 基本的考え方

（１）意義

為替取引分析業者は、金融機関等における AML/CFT 業務の中核的な部分を担うものであり、その業務が適正かつ確実に行われなければ、我が国の金融システムに支障が生じ得ること等に鑑みると、為替取引分析業者が、適切なリスク管理態勢を整備しつつ、経営の態様に応じた十分な財務基盤を保有することは、為替取引分析業者に対する利用者その他の者の信頼を確保し、為替取引分析業者が継続的・安定的に業務運営を行う上で重要である。さらに、マネー・ローンダリング等に係るリスクは金融のデジタル化の進展やマネー・ローンダリング等の手口の巧妙化等により絶え間なく変化し、こうした変化に応じた継続的な管理態勢の高度化が金融機関等には求められていることを踏まえれば、取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性の継続的な向上を図る観点からも、為替取引分析業者において、必要な収益性の確保を含む財務基盤の安定は不可欠である。

このため、為替取引分析業者においては、各種のリスクが顕在化した場合でもそれに伴う損失に十分耐えられるだけの資産を保持すべきである。

また、リスク特性に照らした資本の充実の程度を評価するプロセスを有し、十分な資本を維持するための適切な方策を講ずる必要がある。

（２）主な着眼点

① 取締役・取締役会

ア．取締役は、自社がとっているリスクの性質及び水準並びにリスクと適切な資本の水準との関係について理解しているか。

イ．取締役及び取締役会は、戦略目標を達成するためには、それに見合う資本計画が不可欠な要素であることを理解し、自社の経営課題を踏まえた適切な資本計画を策定しているか。

ウ．取締役は、上記資本計画の策定、資本の充実の程度を評価するプロセス及び十分な資本を維持するための適切な方策を講ずることに十分に関与しているか。

エ．取締役及び取締役会は、提供する取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性をより高い水準で確保しつつ、マネー・ローンダリング等に係るリスクを適切に評価し、自律的かつ持続的に分析を高度化していくための態勢確保を可能とする観点から、必要な収益性を維持するための適切な方策を講ずることに十分に関与しているか。

② 資本の充実の評価

ア．上記資本計画の策定に当たっては、事業環境の変化等を踏まえて行われる包括的なリスク管理において計測したリスクとの対比において充実したものとなっているかについて、評価が行われているか。

イ．資本金の額、純資産額など、業務遂行上のリスクに備えて保有すべき資本の金額については、少なくとも命令第6条各号に規定する額を確保することとし、また、当該金額が自らの業務の継続を確実なものとする観点から十分な水準にあるかはもちろんのこと、取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性の継続的な向上を図る観点からも十分な水準にあることを検証しているか。

ウ．仮に資本の水準が自社の業務の継続を不確実なものとする水準に近づいたり、下回ったりする場合には、追加的な資本を調達するための実行可能な計画を有しているか。

③ 収益性の評価

ア．収益管理体制を整備し、その分析・評価に基づいて必要な収益性を確保する態勢が整備されているか。

イ．収支の見込みについて、計画どおりに進捗しているか。前提となる諸条件に変化はないか。

ウ、収支の見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合の対応策が検討されており、かつ、そのような場合でも業務の適正かつ確実な遂行の維持に必要な程度の収益が見込める計画となっているか。

III－2－2 リスク管理態勢

(1) 意義

為替取引分析業者は、その業務を行うに当たっては、自らが、事務過誤等の事務リスクのみならず、システムリスクその他の多様なリスクに直面していることを認識し、これらのリスクが財務の健全性に影響を与えることがないかを包括的に確認し、適切なリスク管理態勢を整備していくことが求められる。

(2) 主な着眼点

① 多様なリスクを包括的に把握するため全てのリスクを洗い出し、特定した上で、それぞれのリスクについて実現の可能性及び実現した場合の影響度を評価し、重要なリスクについては取締役等の関与の下、これらのリスクへの対応を検討しているか。

② 取締役会は、自らの経営方針に沿ったリスク管理の方針を明確に定め、定期的に、少なくとも年次で、検証及び必要に応じた見直しを行うこととしているか。

くわえて、取締役会は、リスク管理の方針が組織内で周知されるよう、適切な方策を講じているか。

③ 取締役会は、定期的にリスクの状況の報告を受け、必要な意思決定を行うなど、把握したリスク情報を業務の執行、管理体制の整備等に活用しているか。

III－2－3 監督手法・対応

為替取引分析業者の財務の健全性の状況に問題が認められる場合には、原因、改善策等について深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

さらに、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要と認めるときは、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－３ 業務の適切性

Ⅲ－３－１ 法令等遵守

Ⅲ－３－１－１ 法令等遵守態勢

（１）法令等遵守態勢の整備

為替取引分析業者が金融機関等における AML/CFT の実効性の向上に資する役割を果たすためには、為替取引分析業者の業務が利用者その他の者に信頼される適切な方法で提供される必要がある。このため、為替取引分析業者には、法令や業務方法書、社内規則等を厳格に遵守し、適正かつ確実に業務を遂行することが求められる。

為替取引分析業者の法令等遵守態勢の整備については、その業容に応じて、例えば、以下のような点に留意して検証することとする。

- ① 法令等遵守が経営の最重要課題の１つとして位置付けられ、その実践に係る基本的な方針、さらに具体的な実践計画（コンプライアンス・プログラム）や行動規範（倫理規程、コンプライアンス・マニュアル）等が策定されているか。また、これらの方針等は従業者に対してその存在及び内容の周知徹底が図られ、十分に理解されるとともに日常の業務運営において実践されているか。
- ② 実践計画や行動規範は、定期的又は必要に応じ随時に評価、フォローアップ及び内容の見直しが行われているか。
- ③ 法令等遵守関連の情報が、為替取引分析業等を行う部門、法令等遵守担当部署及び経営陣の間で、的確に連絡・報告される態勢となっているか。
- ④ 法令等遵守に関する研修・教育体制が確立・充実され、従業者の法令等遵守意識の醸成・向上に努めているか。また、研修の評価及びフォローアップが適宜行われ、随時内容を見直すなど、実効性の確保に努めているか。
- ⑤ 為替取引分析業者の内部管理態勢を強化し、適正な業務の遂行に資するため、法令や業務方法書、社内規則等の遵守状況を管理する業務を担う者の

機能が十分に発揮される態勢となっているか。また、内部管理責任者等の機能の発揮状況について、内部監査部門により、その評価及びフォローアップが行われているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された為替取引分析業者の法令等遵守態勢上の課題については、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

また、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

(3) 内部通報制度に係る留意点

- ① 内部通報制度の担当部署や処理手続を明確に定め、迅速かつ適切に処理・対応が行われる態勢となっているか。
- ② 内部通報の内容について、必要かつ適切な範囲内で情報共有が図られる態勢となっているか。
- ③ 内部通報への対応状況について、適切にフォローアップが行われる態勢となっているか。
- ④ 内部通報の内容及びその調査結果は、正確かつ適切に記録・保存されるとともに、業務管理体制の改善、再発防止策の策定等に十分活用されているか。

III－3－1－2 法令違反行為等に対する監督上の対応

(1) 主な着眼点

- ① 法令違反行為等の発覚の第 1 報

為替取引分析業者において、為替取引分析業等に関する法令に違反する行為又は為替取引分析業等の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為（以下「法令違反行為等」という。）が行われた事実が発覚し、報告があった場合は、次の点を確認するものとする。

- ア．法令等遵守規程等にのっとり内部管理部門や内部監査部門への迅速な報告及び取締役会等への報告を行っているか。
- イ．刑罰法令に抵触しているおそれのある事実については、警察等関係機関等へ通報しているか。
- ウ．当該法令違反行為等の発生部署とは独立した部署において当該法令違反行為等の調査・解明を実施しているか。

② 業務の適切性の検証

法令違反行為等と為替取引分析業者の業務の適切性との関係については、次の着眼点に基づき検証を行うこととする。

- ア．当該法令違反行為等への取締役等の関与はないか。組織的な関与はないか。
- イ．当該法令違反行為等の内容が為替取引分析業者の経営等にどのような影響を与えるか。利用者その他の者にどのような影響を与えるか。
- ウ．内部けん制機能が適切に発揮されているか。
- エ．再発防止のための改善策の策定や自浄機能が十分か。責任の所在が明確化されているか。例えば、法令違反行為等の発生の原因を分析の上、経営陣の積極的な関与の下で再発防止策を策定し、為替取引分析業等を行う部門等にこれらの措置を周知しているか。
- オ．当該法令違反行為等の発覚後の対応が適切か。
- カ．当該法令違反行為等による損失の全部又は一部を補填するために財産上の利益の提供を行う場合に、提供する財産上の利益及びその算定根拠の記録簿を整備しているか。また、その実行状況を、独立した内部管理部門等においてチェックする体制が整備されているか。

（２）監督手法・対応

為替取引分析業者からの報告等により法令違反行為等があったことを把握した場合には、事実関係、発生原因分析、改善・対応策等についてヒアリングを实

施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

また、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III－3－1－3 組織犯罪等への対応

(1) 主な着眼点

為替取引分析業者に求められる役割や、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を確保し、もって資金決済システムの安全性、効率性及び利便性の向上に資するとの法目的に鑑み、為替取引分析業者自身がマネー・ローンダリング等利用され犯罪収益等の拡大に加担すること等を防ぐといった観点からも、為替取引分析業者は、全社的に高度で強固な法令等遵守態勢を構築する必要がある。

為替取引分析業者における組織犯罪等への対応のための態勢整備の検証に当たっては、為替取引分析業者の業務の規模・特性も考慮しつつ、為替取引分析業者において、組織犯罪等の遂行を容易にする行為や組織犯罪等を助長又は組織犯罪等に加担する行為が行われることがないよう、適切な態勢が整備されているかといった点を検証する。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された為替取引分析業者の組織犯罪等への対応に係る態勢上の課題については、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

また、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III－3－1－4 反社会的勢力による被害の防止

(1) 意義

反社会的勢力を社会から排除していくことは、社会の秩序や安全を確保する上で極めて重要な課題であり、反社会的勢力との関係を遮断するための取組を推進していくことは、企業にとって社会的責任を果たす観点から必要かつ重要なことである。特に、金融機関等における AML/CFT 業務の中核的な部分を担う為替取引分析業者においては、為替取引分析業者や従業者のみならず、委託元金融機関等などの様々なステークホルダーが被害を受けることを防止するため、反社会的勢力との関係を遮断していくことが求められる。

もとより為替取引分析業者として業務の適正性を確保するためには、反社会的勢力に対して屈することなく法令等に則して対応することが不可欠であり、為替取引分析業者においては、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）の趣旨を踏まえ、平素より、反社会的勢力との関係遮断に向けた態勢整備に取り組む必要がある。

特に、近時反社会的勢力の資金獲得活動が巧妙化しており、関係企業を使い通常の経済取引を装って巧みに取引関係を構築し、後々トラブルとなる事例も見られる。こうしたケースに適切に対処するには経営陣の断固たる対応、具体的な対応が必要である。

なお、従業者の安全が脅かされるなど、不測の事態が危惧されることを口実に問題解決に向けた具体的な取組を遅らせることは、かえって為替取引分析業者や従業者等への最終的な被害を大きくし得ることに留意する必要がある。

(参考) 「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」（平成 19 年 6 月 19 日犯罪対策閣僚会議幹事会申合せ）

① 反社会的勢力による被害を防止するための基本原則

- 組織としての対応
- 外部専門機関との連携
- 取引を含めた一切の関係遮断
- 有事における民事と刑事の法的対応
- 裏取引や資金提供の禁止

② 反社会的勢力のとりえ方

暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である「反社会的勢力」をとらえるに際しては、暴力団、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要である。

(2) 主な着眼点

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、反社会的勢力であることを知らずに関係を有してしまった場合には相手方が反社会的勢力であると判明した時点で可能な限り速やかに関係を解消するための態勢整備及び反社会的勢力による不当要求に適切に対応するための態勢整備の検証については、個々の取引状況等を考慮しつつ、例えば以下のような点に留意することとする。

① 組織としての対応

反社会的勢力との関係の遮断に組織的に対応する必要性・重要性を踏まえ、担当者や担当部署だけに任せることなく取締役等の経営陣が適切に関与し、組織として対応することとしているか。また、為替取引分析業者単体のみならず、グループ一体となって、反社会的勢力の排除に取り組むこととしているか。

② 反社会的勢力対応部署による一元的な管理態勢の構築

反社会的勢力との関係を遮断するための対応を総括する部署（以下「反社会的勢力対応部署」という。）を整備し、反社会的勢力による被害を防止するための一元的な管理態勢が構築され、機能しているか。特に、一元的な管理態勢の構築に当たっては、次の点に十分留意しているか。

ア．反社会的勢力対応部署において反社会的勢力に関する情報を積極的に収集・分析するとともに、当該情報を一元的に管理したデータベースを構築し、適切に更新（情報の追加、削除、変更等）する体制となっているか。

また、当該情報の収集・分析等に際しては、グループ内で情報の共有に努めているか。さらに、当該情報を取引先の審査や当該為替取引分析業者における株主の属性判断等を行う際に、適切に活用する体制となっているか。

イ. 反社会的勢力対応部署において対応マニュアルの整備や継続的な研修活動、警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関との平素からの緊密な連携体制の構築を行うなど、反社会的勢力との関係を遮断するための取組の実効性を確保する体制となっているか。特に、平素より警察とのパイプを強化し、組織的な連絡体制と問題発生時の協力体制を構築することにより、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報する体制となっているか。

ウ. 反社会的勢力との取引が判明した場合や反社会的勢力による不当要求がなされた場合等において、当該情報を反社会的勢力対応部署へ迅速かつ適切に報告・相談する体制となっているか。また、反社会的勢力対応部署は、当該情報を迅速かつ適切に経営陣に対し報告する体制となっているか。さらに、反社会的勢力対応部署において実際に反社会的勢力に対応する担当者の安全を確保し担当部署を支援する体制となっているか。

③ 適切な事前審査の実施

反社会的勢力との取引を未然に防止するため、反社会的勢力に関する情報等を活用した適切な事前審査を実施するとともに、契約書や取引約款への暴力団排除条項の導入を徹底するなど、反社会的勢力が取引先となることを防止しているか。

④ 適切な事後検証の実施

反社会的勢力との関係遮断を徹底する観点から、既存の債権や契約の適切な事後検証を行うための態勢が整備されているか。

⑤ 反社会的勢力との取引解消に向けた取組

ア. 反社会的勢力との取引が判明した旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与の下に対応を行うこととしているか。

イ. 平素より警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関と緊密に連携しつつ、反社会的勢力との取引の解消を推進しているか。

ウ．事後検証の実施等により、取引開始後に取引の相手方が反社会的勢力であると判明した場合には、可能な限り回収を図るなど、反社会的勢力への利益供与にならないよう配慮しているか。

エ．いかなる理由であれ、反社会的勢力であることが判明した場合には、資金提供や不適切・異例な取引を行わない態勢を整備しているか。

⑥ 反社会的勢力による不当要求への対処

ア．反社会的勢力により不当要求がなされた旨の情報が反社会的勢力対応部署を経由して迅速かつ適切に取締役等の経営陣に報告され、経営陣の適切な指示・関与の下に対応を行うこととしているか。

イ．反社会的勢力からの不当要求があった場合には積極的に警察・暴力追放運動推進センター・弁護士等の外部専門機関に相談するとともに、暴力追放運動推進センター等が示している不当要求対応要領等を踏まえた対応を行うこととしているか。特に、脅迫・暴力行為の危険性が高く緊急を要する場合には直ちに警察に通報を行うこととしているか。

ウ．反社会的勢力からの不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、積極的に被害届を提出するなど、刑事事件化も躊躇しない対応を行うこととしているか。

エ．反社会的勢力からの不当要求が、事業活動上の不祥事や従業員の不祥事を理由とする場合には、反社会的勢力対応部署の要請を受けて、不祥事案を担当する部署が速やかに事実関係を調査することとしているか。

⑦ 株主情報の管理

定期的に自社株の取引状況や株主の属性情報等を確認するなど、株主情報の管理を適切に行っているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された為替取引分析業者の反社会的勢力との関係を遮断するための態勢上の課題については、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。その際、反社会的勢力への資金提供や反社会的勢

力との不適切な関係を認識しているにも関わらず関係解消に向けた適切な対応が図られないなど内部管理態勢が極めて脆弱であり、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III－3－2 情報管理

為替取引分析業者は、個人情報データベース等（個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）第 16 条第 1 項に規定する個人情報データベース等をいう。）を事業の用に供することが想定され、その場合には個人情報保護法等にのっとり個人情報を適切に取り扱う必要がある。

それに加え、個人情報を含めて、為替取引分析業者が為替取引分析業等において取り扱う情報については、法及び命令の規定にのっとり適切な管理等を行うことが求められている（例えば、法第 63 条の 29 第 2 項第 2 号及び第 3 号、第 63 条の 30 並びに第 63 条の 31、命令第 12 条第 5 号、第 9 号ロ及びハ並びに第 13 条から第 18 条までなど）。

具体的には、為替取引分析業者が為替取引分析業等において取り扱う個人情報保護法の規定の適用を受ける情報については、個人情報保護法、個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン（通則編）、同ガイドライン（外国にある第三者への提供編）、同ガイドライン（第三者提供時の確認・記録義務編）及び同ガイドライン（仮名加工情報・匿名加工情報編）（以下「保護法ガイドライン」と総称する。）、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン（以下「金融分野ガイドライン」という。）並びに金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針（以下「実務指針」という。）の規定に基づく適切な取扱いが確保されることが前提となり、さらに、法及び命令の規定に基づく必要な措置等を講ずることが求められる。

また、為替取引分析業者が為替取引分析業等において取り扱う上記以外の情報については、法及び命令の規定に基づく必要な措置等が求められる中で、例えば、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置や

為替取引分析業等の実施に際して知り得た情報の目的外利用を防止するための措置等については、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に準ずる対応が求められる。

こうした法令上の義務等を踏まえれば、為替取引分析業者は、その取り扱う情報を適切に管理し得る態勢を確立することが重要であり、例えば以下の点に留意して検証することとする。

(1) 情報管理態勢に係る留意事項

- ① 経営陣は、情報管理の適切性を確保する必要性・重要性を認識し、これを確保するための組織体制の確立（部門間における適切なけん制の確保を含む。）、社内規則等の策定等、内部管理態勢の整備を図っているか。
- ② 情報の取扱いについて、具体的な取扱基準を定めた上で、研修等により従業者に周知徹底を図っているか。特に、第三者から提供を受ける情報が、当該第三者において、各種法令、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン、実務指針等の規定等に従い適正な手続により取得されたものか十分な検討を行った上で提供を受けるよう、取扱基準を定めているか。
- ③ 情報へのアクセス管理の徹底、内部関係者による情報の持ち出しの防止に係る対策、外部からの不正アクセスの防御等情報管理システムの堅牢化などの対策を含め、取り扱う情報の管理態勢が構築されており、管理状況を適時・適切に検証できる体制となっているか。

また、特定の従業者に集中する権限等の分散や、幅広い権限等を有する従業者への管理・けん制の強化を図る等、情報を利用した不正行為を防止するために必要かつ適切な措置を図っているか。
- ④ 為替取引分析業者が取り扱う情報を、その業務の運営の確保等に必要範囲内でのみ取得し、かつ、適正かつ確実な業務の遂行の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないことを確保するための措置を講じているか。

- ⑤ 情報の取扱いを委託（注）する場合に講ずべき措置については、Ⅲ－３－７を参照のこと。なお、為替取引分析業者は、他の為替取引分析業者以外の者に為替取引分析業の全部又は一部を委託してはならないことに留意する。

（注）「委託」には、契約の形態や種類を問わず、他の者に業務の全部又は一部を行わせることを内容とする契約の一切を含む。また、形式上、委託契約が結ばれていなくともその実態において委託と同視し得る場合や当該委託された業務等が海外で行われる場合も含む。以下同じ。

- ⑥ 情報漏えい等が発生した場合に、適切に責任部署へ報告され、２次被害等の発生防止の観点から、対象となった者等への説明、当局への報告及び公表が迅速かつ適切に行われる体制が整備されているか。

また、情報漏えい等が発生した原因を分析し、再発防止に向けた対策が講じられているか。さらには、他社における漏えい事故等を踏まえ、類似事例の再発防止のために必要な措置の検討を行っているか。

- ⑦ 為替取引分析業者が、委託を受けた業務の委託元から、当該業務の委託に伴って、当該委託元の顧客等の同意を得ずに当該顧客等の情報の提供を受ける場合には、当該顧客等の情報を、他の委託元から提供を受けた当該他の委託元の顧客等の情報と区別して管理するための方法や態勢の整備が行われているか。

- ⑧ 内部監査部門等において、定期的又は必要に応じ随時に、情報管理に係る幅広い業務を対象にした監査を行っているか。

また、情報管理に係る監査に従事する従業者の専門性を高めるため、研修の実施等の方策を適切に講じているか。

（２）情報管理に係る留意事項

- ① 業務において取り扱う情報について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として次の措置が講じられているか。

（安全管理について必要かつ適切な措置）

ア．金融分野ガイドライン第８条の規定に基づく措置

- イ. 実務指針 I 及び別添 2 の規定に基づく措置
(従業者の監督について必要かつ適切な措置)
- ウ. 金融分野ガイドライン第 9 条の規定に基づく措置
- エ. 実務指針 II の規定に基づく措置
(委託先の監督について必要かつ適切な措置)
- オ. 金融分野ガイドライン第 10 条の規定に基づく措置
- カ. 実務指針 III の規定に基づく措置

- ② 個人に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報（注）を、命令第 16 条の規定に基づき、金融分野ガイドライン第 5 条第 1 項各号に列挙する場合を除き、利用しないことを確保するための措置が講じられているか。

（注）その他の特別の非公開情報とは、例えば、次の情報をいう。

- ア. 労働組合への加盟に関する情報
- イ. 民族に関する情報
- ウ. 性生活に関する情報
- エ. 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 4 号に掲げる事項に関する情報
- オ. 個人情報の保護に関する法律施行令第 2 条第 5 号に掲げる事項に関する情報
- カ. 犯罪により害を被った事実に関する情報
- キ. 社会的身分に関する情報

- ③ 個人データの第三者提供に関して、金融分野ガイドライン第 12 条の規定等を遵守するための措置が講じられているか。特に、その業務の性質や方法に応じて、以下の点にも留意しつつ、利用者その他の者から適切な同意の取得が図られているか。

- ア. 金融分野ガイドライン第 3 条の規定を踏まえ、個人から PC・スマートフォン等の非対面による方法で第三者提供の同意を取得する場合、同意文言や文字の大きさ、画面仕様その他同意の取得方法を工夫することにより、第三者提供先、当該提供先に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、当該個人が明確に認識できるような仕様としているか。

イ．過去に個人から第三者提供の同意を取得している場合であっても、第三者提供先や情報の内容が異なる場合又はあらかじめ特定された第三者提供先における利用目的の達成に必要な範囲を超えた提供となる場合には、改めて当該個人の同意を取得しているか。

ウ．第三者提供先が複数に及ぶ場合又は第三者提供先により情報の利用目的が異なる場合には、同意を得ようとする個人において個人データの提供先が複数に及ぶことや各提供先における利用目的が認識できるよう、同意の対象となる第三者提供先の範囲の明示方法や同意の取得方法、取得時機等を適切に検討しているか。

エ．第三者提供の同意の取得に当たって、優越的地位の濫用や同意を取得しようとする個人との利益相反等の弊害が生ずるおそれがないよう留意しているか。例えば、個人が、第三者提供先や当該第三者に提供される情報の内容及び当該提供先における利用目的について、過剰な範囲の同意を強いられることとなったりしていないか。

（３）監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された為替取引分析業者の情報管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

また、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

（４）情報漏えい等に対する対応

情報漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態が生じたときは、当該事態が生じたことを認識次第、直ちに、その事実の報告を求めるとともに、「情報漏えい等報告書」(別紙様式集 別紙様式 15)による報告を求めるものとする。

(注) 個人情報保護法第 16 条第 3 項に規定する個人データの漏えい等が生じた場合には、個人情報保護法第 26 条第 1 項の規定に基づく個人情報保護委員会等への報告等及び同条第 2 項の規定に基づく本人通知等を行わなければならないことに留意する。

また、第 1 報後の状況の変化の都度適時に続報の報告を求めるものとする。

必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく追加の報告を求め、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III－3－3 業務継続体制

(1) 意義

為替取引分析業者が抱えるリスクは、多様かつ複雑であり、情報化の進展なども相まって、通常のリスク管理だけでは対処できないような危機が発生する可能性は否定できず、危機管理の重要性が高まっている。

為替取引分析業者は、金融機関等における AML/CFT 業務の中核的な部分を担うものであるから、万一業務が中断した場合には可及的速やかにその業務を復帰させるため、適切な業務継続計画の策定等が求められる。

(2) 主な着眼点

- ① 平時より、何が危機であるかを認識し、可能な限りその回避・予防に努めるよう、定期的な点検・訓練を行うなど未然防止に向けた取組に努めているか。
- ② 日頃からきめ細かな情報発信及び情報収集に努めているか。

- ③ 危機発生時においても業務を継続し、又は万一業務が中断した場合には可及的速やかにその業務を復帰させるため、業務継続計画等の危機時における対応方針等（以下「危機時対応方針等」という。）を策定しているか。危機時対応方針等については、以下の点に基づき検証を行うこととする。

ア. 自らの業務の実態や自らを取り巻くリスク環境等に応じ常時見直しを行うなど、危機時対応方針等の実効性が維持される態勢が構築されているか。なお、危機時対応方針等は、その内容について客観的な水準が判断できるものを根拠として設計されることが望ましい。

（参考）想定される危機の事例

- a. 自然災害（地震、風水害、異常気象、伝染病等）
 - b. テロ・戦争（国外において遭遇する場合を含む。）
 - c. 事故（大規模停電、コンピュータ事故等）
 - d. 風評（口コミ、インターネット、電子メール、憶測記事等）
 - e. 対企業犯罪（脅迫、反社会的勢力の介入、データ盗難、従業員の誘拐等）
 - f. 業務上のトラブル（苦情・相談対応、データ入力ミス等）
 - g. 人事上のトラブル（従業員の事故・犯罪、内紛、セクシャルハラスメント等）
 - h. 労務上のトラブル（内部告発、過労死、職業病、人材流出等）
- イ. 危機発生時の初期段階における的確な状況把握による客観的な状況判断を行うことの重要性や情報発信の重要性など、初期対応の重要性が盛り込まれているか。
- ウ. 危機発生時における意思決定の体制が明確化され、危機発生時の組織内及び関係者（当局を含む。）への報告・連絡体制等が整備されているか。
- なお、危機発生時の体制整備は、危機のレベル・類型に応じて組織全体を統括する対策本部の下、部門別・事務所別に想定していることが望ましい。
- エ. 電力供給・通信回線・公共交通機関等社会インフラの停止可能性を想定した対策が検討されているか。

- ④ 取締役会は、危機的状況に対処する役割と責任を明確に定義し、危機時対応方針等の策定及び重大な変更を行う場合には、承認を行っているか。
- ⑤ 取引フィルタリング、取引モニタリング等の重要な業務の再開について、危機時対応方針等は、委託元等との間で取り決めた義務の確実な履行を目標としたものとなっているか。
- ⑥ 危機的状況が発生した場合又は発生の可能性が高いと認められる場合には、速やかに当局への報告を行うとともに、為替取引分析業者内部の関係組織間の連携を密接に行う態勢が整備されているか。
- ⑦ 危機に備えた安全対策として、地理的な要因も勘案しつつ、バックアップセンターを設けることとしているか。業務データを適時にバックアップし、バックアップセンターへの切替え等の訓練を定期的に行っているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された為替取引分析業者の危機管理態勢上の課題については、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

さらに、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

なお、危機的状況が発生した場合又は発生の可能性が高いと認められる場合には、事態が沈静化するまでの間、当該為替取引分析業者における危機対応の状況（危機管理態勢の整備状況、関係者への連絡状況、情報発信の状況等）が危機のレベル・類型に応じて十分なものとなっているかについて、定期的にヒアリング又は現地の状況等を確認するなど実態把握に努めるとともに、必要に応じ法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることとする。

上記の場合には、必要に応じて速やかに関係省庁等に報告するなど、当局間における連携を密接に行うものとする。

為替取引分析業者における危機的状況が沈静化した後、危機発生時の対応状況を検証する必要があると認められる場合には、当該為替取引分析業者に対して、事案の概要と為替取引分析業者の対応状況、発生原因分析及び再発防止に向けた取組について、法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることとする。

III－３－４ 事務リスク管理

（１）意義

事務リスクとは、従業者が正確な事務処理を怠る、又は事故・不正等を起こすことにより、利用者その他の者や為替取引分析業者が損失を被るリスクであり、人為的ミスのほか、情報システム等や内部手続等によるものなど、多様な要因によるものが考えられる。

為替取引分析業者においても、事務リスクに係る管理体制を整備し、業務の適正かつ確実な遂行を図ることが重要である。

（２）主な着眼点

- ① 事務リスクを特定し管理するための適切な方針・手続等を定め、定期的又は必要に応じ随時に検証し、見直すこととしているか。

また、取締役会は、当該方針・手続等を承認するとともに、事務リスクに対処する役割と責任を明確に定義しているか。

さらに、事務リスク軽減のための具体的な方策を講じているか。

- ② 将来見込まれる事務処理量等も勘案し、一定のサービス水準を達成するために十分な処理能力を備えることとしているか。
- ③ 事務の全部又は一部を第三者に委託・依拠する場合には、当該業務を為替取引分析業者が自ら行う場合に満たすべき要件を委託先が充足していることを確認しているか。なお、為替取引分析業者は、他の為替取引分析業者以外の者に為替取引分析業の全部又は一部を委託してはならないことに留意する。

- ④ 委託の対象とする事務や委託先の選定に関する方針・手続が明確に定められており、委託先（２以上の段階にわたる委託に係るものを含む。）に対する管理を十分に行うことができる契約を締結するような態勢を構築しているか。

（３）監督手法・対応

為替取引分析業者における対応に問題が認められる場合には、原因及び改善策について、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

さらに、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

Ⅲ－３－５ システムリスク管理

（１）意義

システムリスクとは、一般に、コンピュータシステムのダウン、誤作動等のシステムの不備等に伴って損失を被るリスクや、コンピュータが不正に使用されることにより損失を被るリスクをいう。

為替取引分析業者の情報システム等は、取引フィルタリング、取引モニタリング等のために不可欠な基盤そのものであり、仮にシステム障害やサイバーセキュリティ事案が発生した場合には、為替取引分析業者及び利用者その他の者に損害が生じ、ひいては、金融システム全体に影響を及ぼすこととなりかねない。

このため、為替取引分析業者における堅牢なシステムリスク管理態勢の構築が重要である。

（注）サイバーセキュリティ事案とは、情報通信ネットワークや情報システム等の悪用により、サイバー空間を経由して行われる不正侵入、情報の窃取、改ざんや破壊、情報システムの作動停止や誤作動、不正プログラムの実行や DDoS 攻撃等の、いわゆるサイバー攻撃により、サイバーセキュリティが脅かされる事案をいう。

(2) 主な着眼点

① システムリスクに対する認識等

ア. 取締役会において、システムリスクが十分認識され、全社的なリスク管理の基本方針が策定されているか。

イ. 取締役会は、システム障害又はサイバーセキュリティ事案（以下「システム障害等」という。）の未然防止と発生時の迅速な復旧対応について、経営上の重大な課題と認識し、態勢を整備しているか。

ウ. システムリスクに関する情報が、適切に経営陣に報告される体制となっているか。

② 適切なリスク管理態勢の確立

ア. システムリスク管理の基本方針が定められ、管理態勢が構築されているか。

イ. 具体的基準に従い、管理すべきリスクの所在や種類を特定しているか。

ウ. 自らの業務の実態や直面し得るシステム障害等を把握・分析し、システム環境等に応じて、その障害の発生件数・規模をできる限り低下させて適切な品質を維持するような、実効性ある態勢となっているか。

③ システムリスク評価

システムリスク管理部門は、ネットワークの拡充によるシステム障害等の影響の複雑化・広範化など、外部環境の変化によりリスクが多様化していることを踏まえ、定期的又は必要に応じ随時に、リスクを認識・評価しているか。

また、洗い出したリスクに対し、十分な対応策を講じているか。

④ 情報セキュリティ管理

ア. 情報資産を適切に管理するために、方針の策定、組織体制の整備、社内規則等の策定、内部管理態勢の整備を図っているか。また、他社における不正・不祥事件も参考に、情報セキュリティ管理態勢の PDCA サイクルによる継続的な改善を図っているか。

イ. 情報の機密性、完全性、可用性を維持するために、情報セキュリティに係る管理者を定め、その役割・責任を明確にした上で、管理しているか。
また、管理者は、情報システム等、データ、ネットワーク管理上のセキュリティに関することについて統括しているか。

ウ. 情報システム等の不正使用防止対策、不正アクセス防止対策、コンピュータウイルス等の不正プログラムの侵入防止対策等を実施しているか。

エ. 為替取引分析業者が責任を負うべき利用者その他の者の重要情報を網羅的に洗い出し、把握、管理しているか。重要情報の洗い出しに当たっては、業務、システム、外部委託先（2以上の段階にわたる委託に係るものを含む。）を対象範囲とし、例えば、次のようなデータを洗い出しの対象範囲としているか。

- a. 通常の業務では使用しないシステム領域に格納されたデータ
- b. 障害解析のために情報システム等から出力された障害解析用データ等

オ. 洗い出した利用者その他の者の重要情報について、重要度判定やリスク評価を実施しているか。また、それぞれの重要度やリスクに応じ、次のような情報管理ルールを策定しているか。

- a. 情報の暗号化、マスキングのルール
- b. 情報を利用する際の利用ルール
- c. 記録媒体等の取扱いルール等

カ. 利用者その他の者の重要情報について、次のような不正アクセス、不正情報取得、情報漏えい等をけん制、防止する仕組みを導入しているか。

- a. 従業者の権限に応じて必要な範囲に限定されたアクセス権限の付与
- b. アクセス記録の保存、検証
- c. 開発担当者と運用担当者の分離、管理者と担当者の分離等の相互けん制体制等

キ．機密情報について、暗号化やマスキング等の管理ルールを定めているか。また、暗号化プログラム、暗号鍵、暗号化プログラムの設計書等の管理に関するルールを定めているか。なお、「機密情報」とは、暗証番号、パスワード、取引情報等、利用者その他の者に損失が発生する可能性のある情報をいう。

ク．機密情報の保有・廃棄、アクセス制限、外部持ち出し等について、業務上の必要性を十分に検討し、より厳格な取扱いをしているか。

ケ．情報資産について、管理ルール等に基づいて適切に管理されていることを定期的にモニタリングし、管理態勢を継続的に見直しているか。

コ．セキュリティ意識の向上を図るため、従業者に対するセキュリティ教育（委託先（2以上の段階にわたる委託に係るものを含む。）におけるセキュリティ教育を含む。）を行っているか。

⑤ サイバーセキュリティ管理

ア．取締役会等は、サイバーセキュリティの重要性を認識し、「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」を踏まえ、必要な態勢を整備しているか。

イ．インターネット等の通信手段の利用に当たっては、例えば、次のような業務のリスクに見合った適切な認証方式を導入しているか。

- a. 可変式パスワードや電子証明書などの、固定式の ID・パスワードのみに頼らない認証方式
- b. ハードウェアトークン等でトランザクション署名を行うトランザクション認証 等

ウ．インターネット等の通信手段の利用に当たっては、例えば、次のような業務に応じた不正防止策を講じているか。

- a. 委託元等のシステムのウイルス感染状況を為替取引分析業者側で検知し、警告を発するソフトの導入

- b. 電子証明書を IC カード等、当該業務に利用している情報システム等とは別の媒体・機器へ格納する方式の採用
- c. 不正なログイン・異常な入力等を検知し、速やかに委託元等に連絡する体制の整備 等

⑥ システム企画・開発・運用管理

- ア. 経営戦略の一環としてシステム戦略方針を明確にした上で、中長期の開発計画を策定しているか。また、中長期の開発計画は、取締役会の承認を受けているか。
- イ. 現行システムに内在するリスクを継続的に洗い出し、その維持・改善のための投資を計画的に行っているか。
- ウ. 開発案件の企画・開発・移行の承認ルールが明確になっているか。
- エ. 開発プロジェクトごとに責任者を定め、開発計画に基づき進捗管理されているか。
- オ. システム開発に当たっては、テスト計画を作成し、ユーザー部門も参加するなど、適切かつ十分にテストを行っているか。
- カ. 人材育成については、現行システムの仕組み及び開発技術の継承並びに専門性を持った人材の育成のための具体的な計画を策定し、実施しているか。

⑦ システム監査

- ア. システム部門から独立した内部監査部門において、定期的なシステム監査が行われているか。
- イ. システム関係に精通した要員による内部監査や、システム監査人等による外部監査の活用を行っているか。
- ウ. 監査の対象はシステムリスクに関する業務全体をカバーしているか。

⑧ 委託先管理

ア. 委託先（システム子会社を含む。）の選定に当たり、選定基準に基づき評価、検討の上、選定しているか。

イ. 委託契約において、委託先との役割分担・責任、監査権限、再委託手続、提供されるサービス水準等を定めているか。また、委託先の従業者が遵守すべきルールやセキュリティ要件を委託先へ提示し、契約書等に明記しているか。

ウ. 情報システム等に係る委託業務について、リスク管理が適切に行われているか。システム関連事務を委託する場合についても、情報システム等に係る委託に準じて、適切なリスク管理を行っているか。

エ. 委託業務（2以上の段階にわたって委託されたものを含む。）が適切に行われていることを定期的にモニタリングしているか。また、委託先（2以上の段階にわたる委託に係るものを含む。）における利用者その他の者のデータの管理状況を委託元として監視、追跡できる態勢となっているか。

⑨ コンティンジェンシープラン

ア. コンティンジェンシープランが策定され、緊急時体制が構築されているか。

イ. コンティンジェンシープランの策定に当たっては、その内容について客観的な水準が判断できるもの（例えば「金融機関等におけるコンティンジェンシープラン（緊急時対応計画）策定のための手引書」（公益財団法人金融情報システムセンター編））を根拠としているか。

ウ. コンティンジェンシープランの策定に当たっては、災害による緊急事態を想定するだけでなく、為替取引分析業者の内部又は外部に起因するシステム障害等も想定しているか。また、バッチ処理が大幅に遅延した場合など、十分なリスクシナリオを想定しているか。

エ. コンティンジェンシープランは、他の為替取引分析業者、金融機関等におけるシステム障害等の事例や中央防災会議等の検討結果を踏まえるなど、想定シナリオの見直しを適宜行っているか。

オ. コンティンジェンシープランに基づく訓練は、全社レベルで行い、必要に応じて、委託元や委託先と合同で、定期的に実施しているか。

カ. 業務への影響が大きい重要な情報システム等については、オフサイトバックアップシステム等を事前に準備し、災害、システム障害等が発生した場合に、速やかに業務を継続できる態勢を整備しているか。

⑩ システム更改等のリスク

ア. 従業者は、システム更改等のリスクについて十分認識し、そのリスク管理態勢を整備しているか。

イ. テスト体制を整備しているか。また、テスト計画はシステム更改等に伴う開発内容に適合したものとなっているか。

ウ. 業務を外部に委託する場合であっても、為替取引分析業者自らが主体的に関与する態勢を構築しているか。

エ. システム更改等に係る重要事項の判断に際して、システム監査人による監査等の第三者機関による評価を活用しているか。

⑪ 障害発生時の対応等

ア. システム障害等が発生した場合に、利用者その他の者に無用の混乱を生じさせないための適切な措置を講ずるとともに、速やかに復旧や代替手段の稼働に向けた作業を実施することとなっているか。また、システム障害等の発生に備え、バックアップシステムを遠隔地に設置するなど、最悪のシナリオを想定した上で、必要な対応を行う態勢となっているか。

イ. システム障害等の発生に備え、委託先（2以上の段階にわたる委託に係るものを含む。）を含めた報告態勢、指揮・命令系統が明確になっているか。

ウ. 経営に重大な影響を及ぼすシステム障害等が発生した場合に、速やかに代表取締役を始めとする取締役に報告するとともに、報告に当たっては、最悪のシナリオの下で生じ得る最大リスク等を報告する態勢（例えば、利用者その他の者に重大な影響を及ぼす可能性がある場合、報告者の判

断で過小報告することなく、最大の可能性を速やかに報告すること)となっているか。

また、必要に応じて、対策本部を立ち上げ、代表取締役等自らが適切な指示・命令を行い、速やかに問題の解決を図る態勢となっているか。

エ. 発生したシステム障害等について、原因を分析し、それに応じた再発防止策を講ずることとしているか。

また、システム障害等の原因等の定期的な傾向分析を行い、それに応じた対応策をとっているか。

オ. システム障害等の発生時に速やかに当局に対する報告を行うこととなっているか。

(3) 監督手法・対応

① 問題認識時

日常の監督事務等を通じて把握されたシステムリスク管理態勢上の課題については、為替取引分析業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

さらに、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

② システム更改等時

為替取引分析業者がシステム更改等を行う場合には、その態様に応じ、システム更改等実施に向けた具体的な計画、システム更改等のリスクに係る内部管理態勢（内部監査を含む。）、その他の事項について資料の提出を求める。

なお、態様が大規模な場合には、当該システム更改等完了までの間、法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を定期的に求める。

③ 委託先への対応

情報システム等に係る委託業務について、委託先における適切な業務運営が懸念される場合など、必要があると認められる場合には、以下のとおり取り扱うものとする。

ア. 為替取引分析業者の管理態勢に問題が認められる場合

為替取引分析業者の委託先に係る管理態勢に問題があると認められる場合には、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求め、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

イ. 委託先の業務運営態勢等に問題が認められる場合

委託者である為替取引分析業者を通じて、事実関係等の把握等に努めることを基本とする。この場合においても、当該為替取引分析業者に対しては、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求め、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

ただし、事案の緊急性や重大性等が高い場合、為替取引分析業者に対して確認するだけでは十分な実態把握等が期待できない場合などには、委託先に対して、直接、ヒアリングを行うなどして事実関係の把握等に努めることとするが、特に必要があると認める場合には、当該委託先に対して、事実関係や発生原因分析及び改善・対応策等必要な事項について、法第 63 条の 35 第 2 項の規定に基づく報告を求めることとする。

(注) 委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である為替取引分析業者の同席を求めるものとする。

(4) システム障害に対する対応

- ① システム障害等の発生を認識次第、直ちに、その事実の報告を求めるとともに、「システム障害等発生報告書」(別紙様式集 別紙様式 16) による報告を求めるものとする。ただし、DDoS 攻撃事案の場合は「DDoS 攻撃事案共通様式」(「サイバー攻撃による被害が発生した場合の報告手続等に関する申合せ」(令和 7 年 5 月 28 日関係省庁申合せ(以下、「関係省庁申合せ」という。)) 別添様式 1)、ランサムウェア事案の場合は「ランサムウェア事案共通様式」(関係省庁申合せ 別添様式 2) による報告も可能とする。なお、ランサムウェア事案の報告においては、同様式により個人データ等の漏えい等の報告を兼ねることも可能であることに留意する(「金融機関における個人情報保護に関する Q & A」参照)。

また、復旧時、原因解明時には改めてその旨の報告を求めることとする。ただし、復旧や原因の解明に至っていない場合でも、1 か月以内に現状について報告を求める。

(注) 報告を求めるべきシステム障害等

その原因のいかんを問わず、為替取引分析業者又は為替取引分析業者から業務の委託(2 以上の段階にわたる委託を含む。)を受けた者等が現に使用しているシステム・機器(ハードウェア、ソフトウェア等)に発生したシステム障害等であって、利用者その他の者の業務等に影響があるもの又は影響を生じさせるおそれがあるもの。

ただし、一部のシステム・機器にシステム障害等が生じても他のシステム・機器が速やかに代替することで実質的には影響が生じない場合を除く。

なお、障害が発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされる、サイバー攻撃が検知される等により、自己の業務や利用者その他の者に影響が及ぶとき又は影響が及ぶ可能性が高いと認められるときは、報告を求めるものとする。

- ② 必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく追加の報告を求め、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III－3－6 苦情等への対処

（１）相談・苦情等への対処の必要

為替取引分析業者は、その業務の特性上、受託する業務の委託元のみならず、その顧客等から相談・苦情等を受け付けることがあると考えられる。

金融機関等による AML/CFT 業務の円滑かつ実効的な実施に当たっては、金融機関等の相談・苦情等に対して為替取引分析業者が真摯に向き合うのみならず、為替取引分析業者における為替取引分析業等に係る情報の取扱い等について国民の理解を得ることが不可欠である。このため、為替取引分析業者においては、利用者その他の者とのトラブルを未然に防止する観点はもちろん、金融機関等の顧客等の不安感や抵抗感を軽減する観点からも、自らの業務内容等に係る適切な情報提供等の事前の措置を十分に講ずることに加え、相談・苦情等への事後的な対処が重要となる。

（２）委託元との連携

受託する業務の委託元の顧客等から為替取引分析業者又は当該委託元に対して為替取引分析業等に関する相談・苦情等が寄せられた場合における当該相談・苦情等の処理について、当該委託元と為替取引分析業者とが連携して適切に対応するための措置が取られているかを確認する必要がある。

III－3－6－1 相談・苦情等処理に関する内部管理態勢の確立

（１）意義

相談・苦情等への迅速・公平かつ適切な対応は、利用者その他の者に対する説明責任を事後的に補完する意味合いを持つ重要な活動の1つでもあり、為替取引分析業者への信頼性を確保するため重要なものである。

為替取引分析業者は、受け付けた相談・苦情等に対し、受託する業務の委託元と必要に応じ連携して、迅速・公平かつ適切に対応すべく内部管理態勢を整備する必要がある。

（２）主な着眼点

為替取引分析業者が、相談・苦情等対応に関する内部管理態勢を整備するに当たり、業務の規模・特性に応じて、適切かつ実効性ある態勢を整備しているかを検証する。

その際、機械的・画一的な運用に陥らないよう配慮しつつ、例えば、以下の点に留意することとする。

① 経営陣の役割

取締役会は、相談・苦情等対応機能に関する全社的な内部管理態勢の確立について、適切に機能を発揮しているか。

② 社内規則等

ア．社内規則等において、相談・苦情等に対し迅速・公平かつ適切な対応・処理を可能とするよう、相談・苦情等に係る担当部署、その責任・権限及び相談・苦情等の処理手続（事務処理ミスがあった場合等の対応を含む。）を定めるとともに、利用者その他の者の意見等を業務運営に反映するよう、業務改善に関する手続を定めているか。

イ．相談・苦情等対応に関し社内規則等に基づいて業務が運営されるよう、研修その他の方策（マニュアル等の配布を含む。）により、社内に周知・徹底をする等しているか。特に、利用者その他の者からの苦情等が多発している場合には、まず、苦情等対応に関するものに限らず、社内規則等の為替取引分析業等の業務の実務を行う者等に対する周知・徹底状況を確認し、実施態勢面の原因と問題点を検証することとしているか。

③ 相談・苦情等対応の実施態勢

- ア. 相談・苦情等への対処に関し、適切に担当者を配置しているか。
- イ. 利用者その他の者からの相談・苦情等について、関係部署が連携の上、速やかに処理を行う態勢を整備しているか。特に、相談・苦情等対処における主管部署及び担当者が、個々の従業者が抱える相談・苦情等の把握に努め、速やかに関係部署に報告を行う態勢を整備しているか。
- ウ. 相談・苦情等の解決に向けた進捗管理を適切に行い、長期未済案件の発生を防止するとともに、未済案件の速やかな解消を行う態勢を整備しているか。
- エ. 相談・苦情等の発生状況に応じ、受付窓口における対応の充実を図るとともに、利用者その他の者の利便に配慮したアクセス時間・アクセス手段（例えば、電話、郵便、電子メール、チャット機能等）を設定する等、広く相談・苦情等を受け付ける態勢を整備しているか。
- オ. 相談・苦情等対処に当たっては、個人情報について、個人情報保護法、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定に基づく適切な取扱いを確保するための態勢を整備しているか。
- カ. 業務の委託先（２以上の段階にわたる委託に係るものを含む。）が行う委託業務に関する相談・苦情等について、為替取引分析業者自身への直接の連絡体制を設けるなど、迅速かつ適切に対処するための態勢を整備しているか。
- キ. 反社会的勢力による苦情等を装った圧力を通常の苦情等と区別し、断固たる対応をとるため、関係部署への速やかな連絡や、必要に応じて、警察等関係機関との連携等を適切に行う態勢を整備しているか。

④ 利用者その他の者への対応

- ア. 相談・苦情等への対処について、単に処理手続の問題と捉えるにとどまらず、事後的な説明態勢の問題として位置付け、相談・苦情等の内容に応じ利用者その他の者から事情を十分にヒアリングしつつ、可能な限り理解と納得を得て解決することを目指しているか。

イ. 相談・苦情等を申し出た利用者その他の者に対し、申出時から処理後まで、当該者の特性にも配慮しつつ、相談・苦情等対処の手續の進行に応じた適切な説明（例えば、相談・苦情等対処手續の説明、申出を受理した旨の通知、進捗状況の説明、結果の説明等）を必要に応じて行う態勢を整備しているか。

ウ. 申出のあった相談・苦情等について、自ら対処するばかりでなく、相談・苦情等の内容や利用者その他の者の要望等に応じて適切な外部機関等を紹介するとともに、その標準的な手續の概要等の情報を提供する態勢を整備しているか。なお、複数ある相談・苦情処理の手段は任意に選択し得るものであり、外部機関等の紹介に当たっては、利用者その他の者の選択を不当に制約することとならないよう留意する必要がある。

エ. 外部機関等が利用者その他の者の相手方となって相談・苦情等処理に関する手續が処理されている間にあっても、当該手續の他方当事者である利用者その他の者に対し、必要に応じ、適切な対応（一般的な資料の提供や説明など利用者その他の者に対して通常行う対応等）を行う態勢を整備しているか。

⑤ 情報共有・業務改善等

ア. 相談・苦情等の内容及びその対処結果等について、事案に応じ必要な関係者間で情報共有が図られる態勢を整備しているか。

イ. 相談・苦情等の内容及びその対処結果等について、自ら対処したものに加え、受託する業務の委託元や外部機関等が介在して対処したものを含め、適切かつ正確に記録・保存しているか。また、これらの相談・苦情等の内容及び対処結果等についての的確に分析し、その分析結果を継続的に事務処理についての態勢の改善や苦情等の再発防止策・未然防止策の策定等に活用する態勢を整備しているか。

ウ. 事務処理の改善や再発防止策の策定等に取り組んだ後の当該取組の効果を確認する態勢を整備しているか。

エ. 相談・苦情等対処の実効性を確保するため、監査等の内部けん制機能が十分発揮されるよう態勢を整備しているか。

オ．相談・苦情等対処の結果を業務運営に反映させる際、業務改善・再発防止等必要な措置を講ずることの判断並びに相談・苦情等対処態勢の在り方についての検討及び継続的な見直しについて、経営陣が指揮する態勢を整備しているか。

⑥ 外部機関等との関係

ア．相談・苦情等の迅速な解決を図るため、外部機関等に対し適切に協力する態勢を整備しているか。

イ．外部機関等に対して、自ら紛争解決手続の申立てを行う際、自らの手続を十分に尽くさずに安易に申立てを行うのではなく、利用者その他の者からの相談・苦情等の申出に対し、十分な対応を行い、かつ、申立ての必要性につき社内で適切な検討を経る態勢を整備しているか。

(3) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された為替取引分析業者の相談・苦情等への対処に係る課題については、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

また、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III－3－7 外部委託

(1) 主な着眼点

為替取引分析業者は、金融機関等における AML/CFT 業務の中核的な部分を担うものであり、その業務の実効性を確保することが重要である。

為替取引分析業者が、当局による直接の管理・監督の及ばない者に対し、為替取引分析業を委託することとなれば、為替取引分析業務の委託先に当局の直接の管理・監督を及ぼすことにより適正かつ確実な業務遂行を確保するという法の趣旨が没却されることとなるため、為替取引分析業者の為替取引分析業については、その全部・一部を問わず、他の為替取引分析業者以外の者への委託は禁止されている。

一方で、為替取引分析関連業務については、為替取引分析業と異なり、業務の委託は可能であるが、為替取引分析関連業務は為替取引分析業に関連する業務であるから、為替取引分析関連業務に問題が生じた場合、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行にも疑義が生じ得る。

上記の点を踏まえ、為替取引分析業者による為替取引分析業等の外部委託については、例えば以下の点に留意して検証する。

- ① 委託の対象とする事務、委託先の選定基準、外部委託リスクが顕在化したときの対応等を規定した社内規則等を定め、当該社内規則等に従って業務の委託を行うよう、社内研修等によりその内容の周知徹底を図っているか。特に、為替取引分析業の全部又は一部の委託に当たっては、委託先の事業者が為替取引分析業を行うことにつき許可を得た事業者であるかどうかを始め、委託先としての適格性を厳格に確認するための選定基準や確認手続が定められているか。
- ② 委託の対象とする事務の選定に当たり、当該事務が為替取引分析業の一部に該当するかどうかを慎重に検討することとされているか。
- ③ 委託業務のリスク管理が十分に行えるような態勢を構築しているか。当局の監督権が及ぶ他の為替取引分析業者を委託先とする場合であっても、当該委託業務が適正かつ確実に実施されているかどうかを委託元としての監督権に基づき自ら検証・確認する必要があることを理解しているか。
- ④ 委託契約の内容は、例えば、次の項目について明確に示されるなど十分な内容となっているか。

ア．提供されるサービスの内容及び水準並びに解約等の手続

- イ. 委託契約に沿ってサービスが提供されない場合における委託先の義務及び責務並びに委託に関連して発生するおそれのある損害の負担に関する事項（必要に応じて担保提供等の損害負担の履行確保等の対応を含む。）
- ウ. 委託業務の遂行状況、経営状況等、委託先が報告すべき事項の内容及び当該報告の時機
- エ. 委託元である為替取引分析業者に対する当局の監督上の要請に沿って対応を行う際の取決め

- ⑤ 委託先における法令等遵守態勢の整備について、必要な指示を行うなど、適切な措置が確保されているか。また、委託を行うことが検査や報告、記録の提出などの当局に対する義務の履行等の妨げにならないことを確保するための措置が講じられているか。
- ⑥ 委託契約によっても当該為替取引分析業者と利用者その他の者との間の権利義務関係に変更がなく、利用者その他の者に対しては、当該為替取引分析業者自身が業務を行ったものと同様の権利が確保されていることが明らかとなっているか。
- ⑦ 委託先の業務が中断した場合又は委託先の業務水準が委託契約の内容に満たないこととなった場合に備え、代替手段が検討・確保されているか。
- ⑧ 目的外利用の禁止も含めて委託先における利用者その他の者に関する情報の管理態勢が整備されており、委託先に守秘義務が課せられているか。特に、他の為替取引分析業者を委託先とする場合には、委託に伴って提供する情報と当該他の為替取引分析業者の為替取引分析業等に係る情報その他の情報とを区別して取り扱うこととされているか。
- ⑨ 業務において取り扱う情報の取扱いを委託する場合には、当該委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又は毀損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、金融分野ガイドライン第 10 条及び実務指針 III の規定に基づく措置（これらの規定の適用を受けない情報については、当該措置に準ずる措置）が講じられているか。
- ⑩ 委託先の管理について、責任部署を明確化し、委託先における業務の実施状況を定期的又は必要に応じ随時にモニタリングする等、委託先において

利用者その他の者に関する情報の管理が適切に行われていることを確認しているか。

- ⑪ 委託先において情報漏えい等が発生した場合に、適切な対応がなされ、速やかに委託元である為替取引分析業者に報告される態勢になっていることを確認しているか。他の為替取引分析業者が委託先である場合には、委託に伴い提供した情報について、当該他の為替取引分析業者も命令第 15 条の措置を実施する必要があることを指導しているか。

- ⑫ 委託先による利用者その他の者に関する情報へのアクセス権限について、委託業務の内容に応じて必要な範囲内に制限しているか。その上で、委託先においてアクセス権限が付与される従業者及びその権限の範囲が特定されていることを確認しているか。

さらに、アクセス権限を付与された本人以外が当該権限を使用すること等を防止するため、委託先において定期的又は必要に応じ随時に、使用状況の確認（権限が付与された本人と実際の使用者との突合を含む。）が行われている等、アクセス管理の徹底が図られていることを確認しているか。

- ⑬ 為替取引分析業者の同意なく再委託がされないようにし、再委託を認める場合には、委託先が再委託先等の事業者に対して十分な監督を行うとともに、再委託先等にも為替取引分析業者による監督が及ぶようにするための措置を講じているか。

- ⑭ 委託先が、為替取引分析業者が受託する業務の委託元の顧客等から委託業務に関する相談・苦情等を受け付けた場合において、当該委託元又は為替取引分析業者への直接の連絡体制を設けるなど適切な相談・苦情等対処態勢が整備されているか。

- ⑮ 為替取引分析業者の為替取引分析業等の適正かつ確実な遂行を確保するために必要がある場合には、当該業務の委託契約の変更又は解除その他の必要な措置を講ずることができる体制になっているか。

（２）監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された為替取引分析業者の委託管理態勢上の課題については、為替取引分析業者又はその業務委託先に対し深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な改善状況を把握する。

また、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、為替取引分析業者が他の為替取引分析業者以外に対して為替取引分析業の一部又は全部を委託しているなど、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

(注) ヒアリングは、委託者である為替取引分析業者を通じて事実関係等を把握することを基本とするが、事案の緊急性や重大性等が高い場合、為替取引分析業者に対して確認するだけでは十分な実態把握等が期待できない場合などには、委託先に対して、直接、ヒアリングを行うなど事実関係の把握等に努めることとする。委託先に対してヒアリングを実施するに際しては、必要に応じ、委託者である為替取引分析業者の同席を求めるものとする。特に必要があると認める場合には、当該委託先に対して、事実関係や発生原因分析及び改善・対応策等必要な事項について、法第 63 条の 35 第 2 項の規定に基づく報告を求めることとする。

III－3－8 為替取引分析業

(1) 主な着眼点

為替取引分析業は金融機関等における AML/CFT 業務の中核的な部分を受託して行うものであり、為替取引分析業者には、自らが提供する取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性をより高い水準で確保しつつ、自律的かつ持続的に分析を高度化していくことで、金融機関等における AML/CFT の実効性の向上に資する役割が求められている。

このため、為替取引分析業の遂行の適正性・確実性の検証に当たっては、銀行法等の各業法、犯収法、外為法等の法令のほか、業態ごとの監督指針、マネー・

ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン、外国為替検査ガイドライン、特定事業者全般に係る「犯罪収益移転防止法に関する留意事項について」、「疑わしい取引の参考事例」等により金融機関等に求められる対応に照らして、適切な対応がなされているかどうかについて検証するとともに、為替取引分析業において行う分析の実効性の向上に係る方針、計画等を確認することとする。

なお、為替取引分析業において行う分析の実効性の向上を図るためには、例えば、人工知能などの先端的な技術等を活用した高度な分析手法等を導入することが考えられるところ、その場合には、当該分析手法等による分析結果等の妥当性・正当性を確保し適正かつ確実に業務を遂行するために、必要な人材を確保することや、外部の監査も活用しつつその有効性を定期的に検証することが重要と考えられる。そうした観点から、当該分析手法等の内容に応じて、例えば、次のような措置が講じられているかどうかを確認することとする。

- ① 情報システム等から出力された結果等の妥当性・正当性を継続的に確保するために必要な措置
- ② 人工知能の学習に用いるデータについて、必要かつ十分な量及び質を確保するための措置
- ③ 分析結果の出力過程に係る説明可能性を確保するための措置

また、金融機関等から業務を受託して行うという特性を踏まえ、例えば、以下の点についても確認する。

① 各業務に共通する事項

ア．受託する業務において必要となる具体的な対応（委託元金融機関等が実施する一連の顧客管理措置等における委託元金融機関等との役割分担を含む。）について委託元金融機関等と議論しているか。

イ．委託元金融機関等に還元する為替取引分析業に係る通知の内容が分析結果を適切に反映したものとなっているか。例えば、改ざんされたり、データの一部が欠落したりしていないか。また、分析終了後遅滞なく通知が行われ、かつ、当該通知は、委託元金融機関等における分析等に用いやすい形式であるか。

ウ．金融機関等には AML/CFT に活用するシステム等の有効性の検証が求められていることを踏まえ、可能な範囲で、自らが保有する情報システム等の有効性を委託元金融機関等自身が検証することに協力しているか。

② 法第 2 条第 21 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為のいずれかに係る業務に関する事項

いかなる項目を照合対象としているかを金融機関等に説明しているか。

③ 法第 2 条第 21 項第 3 号に掲げる行為に係る業務に関する事項

ア．シナリオ、敷居値等の抽出基準の具体的な内容を委託元金融機関等に説明しているか。

イ．抽出基準の有効性の見直しについて、その計画、方法、結果等を文書化した上で、金融機関等に説明しているか。

ウ．抽出基準の有効性の検証に当たっては、例えば、過去に通知した分析結果の委託元金融機関等における検証結果のフィードバックを受けるなど、委託元金融機関等と適切に連携して実施しているか。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された為替取引分析業の業務運営上の課題については、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

また、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

なお、為替取引分析業者における不適切な業務運営の結果、委託元金融機関等において、犯収法等が求める AML/CFT に係る義務等の履行が不十分なものとな

った場合には、その個別具体的な態様等も踏まえつつ、まずは、当該為替取引分析業者に対する監督権等の行使により対応することを検討する。

III－3－9 為替取引分析関連業務

(1) 主な着眼点

為替取引分析業者が法第 63 条の 27 第 1 項に規定する為替取引分析関連業務を行う際には、同項において、原則として兼業が禁止されていることに十分留意し、当該業務が為替取引分析関連業務に該当するかどうかについて、例えば、以下のような点から判断することとする。

また、為替取引分析関連業務に係る情報の管理について、為替取引分析業に係るものと同様に、具体的な取扱い基準が定められ、従業者に対して周知徹底され、かつ、実践されているか否かについても留意する必要がある。

くわえて、以下の②から⑥までの業務については、III－3－8（1）の着眼点に準じてその適正性・確実性を検証することとする。

① 命令第 8 条第 1 号に掲げる業務について

命令第 8 条第 1 号に掲げる「為替取引分析業に附帯する業務」については、為替取引分析業者自らのために行うものだけではなく、金融機関等やその他の者に対して行うものも、これに該当する。

なお、「その他の為替取引分析業に附帯する業務」については、例えば、犯収法第 8 条第 3 項に規定する疑わしい取引の届出に係る届出書又は電磁的記録媒体及び電磁的記録媒体提出票の作成事務の代行は、これに該当する。

② 命令第 8 条第 2 号に掲げる業務について

金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等を行う為替取引に関し、制裁対象者等リスト（制裁対象者等（命令第 8 条第 1 号ハに規定する制裁対象者等をいう。以下同じ。）に関する情報を掲載したリストをいう。以下同じ。）であって法第 2 条第 21 項第 1 号又は第 2 号に掲げる行為のいずれかに係る業務において用いられるリスト以外のもの（例えば、EU や米国 OFAC 等の外国政府、外国の政府機関、外国の地方公共団体又は国際機関により指定され、公告され

又は公表されている制裁対象者等に係るリストが該当する。)を用いて、いわゆる取引のフィルタリングを行うことが、これに該当する。

③ 命令第8条第3号に掲げる業務について

金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、警察・暴力追放運動推進センター又は全国銀行協会が作成し金融機関等に提供する各種リストを用いて、いわゆる取引のフィルタリングを行うことが、これに該当する。

④ 命令第8条第4号に掲げる業務について

金融機関等の委託を受けて、例えば、預貯金口座の開設時、制裁対象者等リスト若しくは③で示した各種リストの更新時又は自己宛小切手の振出時において、いわゆる取引のフィルタリングを行うことのほか、預貯金口座における資金移動(入出金)や為替取引と類似の送金機能を有する自己宛小切手の振出について、いわゆる取引のモニタリングを行うことは、これに該当する。

⑤ 命令第8条第5号に掲げる業務について

「これらの者の行う業務に係る取引に関し、為替取引分析業務に相当するもの又は第二号若しくは第三号に掲げる業務に相当するものを行う業務」について、例えば、資金移動業者の場合には、資金移動業に係る取引である為替取引に関し、いわゆる取引のフィルタリングやモニタリングを行うことや、資金移動業のアカウント開設時又は制裁対象者等リストの更新時において、いわゆる取引のフィルタリングを行うことのほか、資金移動業のアカウントにおける資金移動(入出金)について、いわゆる取引のモニタリングを行うことは、これに該当する。

他方、命令第8条第5号に規定する者が行う本業(資金移動業者における資金移動業のように、これらの者それぞれの本源的業務をいう。)以外の業務に係るいわゆる取引のフィルタリングやモニタリングを行うことは、これに該当しない。

⑥ 命令第8条第6号に掲げる業務について

保険会社やクレジットカード会社、暗号資産交換業者や一般企業といった、金融機関等以外の者に対して、制裁対象者等リストを用いたいわゆる取引のフィルタリングを行うことが、これに該当する。

なお、為替取引分析業と上記②から⑥までの業務との関係を整理すると別紙 3 のとおりとなる。

(2) 監督手法・対応

日常の監督事務等を通じて把握された為替取引分析関連業務の業務運営上の課題については、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

また、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。

III－3－10 名義貸しの禁止

法第 63 条の 26 に規定する「自己の名義」に該当するか否かの判断に際しては、例えば、当該為替取引分析業者の略称等の使用を許可している場合であっても「自己の名義」に該当し得ることに留意する。

III－4 諸手続

III－4－1 為替取引分析業を行うことについての許可申請に係る事務処理

III－4－1－1 許可の要否

(1) 許可の要否の判断基準

為替取引分析業は、法第2条第21項において、複数の金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、同項各号に掲げる行為のいずれかを業として行うこととされており、為替取引分析業は金融機関等におけるAML/CFT業務の中核的な部分であるいわゆる取引のフィルタリングやモニタリングを受託して行うものである。

為替取引分析業の規制が及ぶか否かについては、事業者の行為が、法第2条第21項に規定する為替取引分析業に該当するか否か（業該当性）、法第63条の23ただし書に規定する主務省令で定める場合に該当するか否か（適用除外要件該当性）の2つの観点から、当該事業者の行為の個別具体的な実施態様を踏まえ、判断することとなる。

法第2条第21項第1号又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務は、金融機関等の委託を受けていわゆる取引のフィルタリングを行うものである。具体的には、為替取引が外為法第17条各号に掲げる支払等に係る為替取引に該当するかどうか等について、当該為替取引に係る顧客等の氏名（通称を含む。）、商号又は名称や住所等の必要情報（財務省「外国為替検査ガイドライン」における必要情報をいう。）等も勘案して、制裁対象との照合を行い、当該照合結果を含む分析の結果を委託元金融機関等に還元することが想定される。

また、法第2条第21項第3号に掲げる行為に係る業務は、金融機関等の委託を受けていわゆる取引のモニタリングを行うものであり、為替取引について犯収法第8条第1項の規定による判断を行うに際し必要となる分析を行い、その結果を委託元金融機関等に還元することである。具体的には、これは、疑わしい取引の届出に係る判断を行うに際して、為替取引に関し、委託元金融機関等における取引時確認の結果や当該取引の態様等の内容を勘案し、例えば、当該取引の態様と委託元金融機関等が他の顧客等との間で通常行う特定業務に係る取引の態様との比較、当該取引の態様と委託元金融機関等が当該顧客等との間で行っ

た他の特定業務に係る取引の態様との比較、当該取引の態様と当該取引に係る取引時確認の結果その他委託元金融機関等が当該取引時確認の結果に関して有する情報との整合性などに従って当該取引に疑わしい点があるかどうかを確認する方法その他の犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則で定める方法により確認等を行うことが想定される。

なお、為替取引分析業者において行われる実際の個別具体的な業務実施内容は、委託元金融機関等との委託契約の内容により異なり得ることに留意が必要である。

為替取引分析業は情報システム等を用いないで為替取引分析業務を行う場合もその対象となるものである。これに対し、例えば、情報システム等を用いて為替取引分析業務が行われる場合において、事業者が当該情報システム等を金融機関等に販売するにとどまる場合又は当該情報システム等を保有せず、金融機関等に対し当該情報システム等の運用も保守も行わない場合、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当しない。

他方、例えば、事業者が、自らが保有し、又は運用若しくは保守を行う情報システム等を用いて為替取引分析業務を行う場合、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当し得るが、これを委託元金融機関等の行う為替取引分析業務と明快に切り分けることが困難な場合があり得る。

この場合において、当該事業者が、単に情報システム等の運用等を行っているにとどまるのか、それとも為替取引分析業を行っているのかについては、為替取引分析業の業務運営の質を確保するとの業規制の目的に照らし、例えば、次の①から④までの各事情を総合的に勘案して、金融機関等（その行う為替取引に関し、当該事業者が為替取引分析業務を委託する者に限る。）の為替取引分析業務に対する当該事業者による関与の度合いが高いと認められる場合に、当該事業者の行為は為替取引分析業に該当するものと判断する。

- ① 法第2条第21項第1号又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務において、分析に必要となる制裁対象者等リストの検討又は選定にどの程度関与しているか。

- ② 為替取引分析業務において、顧客情報や取引情報のどの項目を対象として分析を行うのかという分析の範囲や深度の検討又は決定にどの程度関与しているか。
- ③ 為替取引分析業務において、どのような手法（例えば、法第2条第21項第3号に掲げる行為に係る業務における分析シナリオ、取引パターン、敷居値等の設定等）で分析を行うかという分析手法の検討又は決定にどの程度関与しているか。
- ④ 為替取引分析業務の更なる実効性向上に向けた①から③までについての改善策や新たな技術の導入の検討又は決定にどの程度関与しているか。

なお、法第2条第21項第1号又は第2号に掲げる行為のいずれかに係る業務において、事業者が、顧客等の氏名（通称を含む。）、商号又は名称のみを用いて制裁対象者等との照合を行うにとどまる場合（注）において、当該照合を行うことは、為替取引分析業の業務運営の質を確保するとの業規制の目的に照らし、同項第1号又は第2号に規定する分析の水準を満たすものとはならず、為替取引分析業に該当しない。

（注）このような氏名等のみを用いる照合は、金融機関等の本部等において、氏名等のみならず、住所等の属性情報も勘案して制裁対象者等に該当するか否かを判定する態勢が整備されていることを前提に、当該金融機関等の営業部店窓口等での一次的な確認として行われる場合がある（財務省「外国為替検査ガイドライン」参照）。

（2）適用除外要件該当性の判断に当たっての留意事項

命令第2条第1号の該当性の判断に当たっては、以下の点に留意するものとする。

（注）以下において、委託元金融機関等の数は、法第2条第21項に規定する銀行等その他の政令で定める者の数（法人格ベース）で計算する。

- ① 例えば、委託元金融機関等の数が為替取引分析業の開始の日（命令の施行の際現に為替取引分析業を行っている者については、命令の施行の日。以下同じ。）において20を超えている場合は、その後に委託元金融機関等の数が20以下となった場合であっても、命令第2条第1号には該当しない。

- ② 命令第2条第1号にいう「同日後においても20を超えることとならない場合」とは、委託元金融機関等の数が為替取引分析業の開始の日後においても20を超えないことが推認できる客観的事実が存在する場合であり、委託元金融機関等の数が20を超えていない状態が現に継続している場合がこれに該当する。

したがって、例えば、委託元金融機関等の数が為替取引分析業の開始の日において20以下の場合であっても、その後当該委託元金融機関等の数が20を超えた場合は、その時点において許可を得ていなければ為替取引分析業を行うことはできないこととなる。

また、更にその後において委託元金融機関等の数が20以下となったとしても、命令第2条第1号には該当しない。

- ③ なお、現に委託元金融機関等の数が20以下の場合であっても、例えば、事業者の内部において権限を有する者、部署、機関等によって委託元金融機関等の数を20よりも多くする旨の方針を決定し、当該事業者がその方針に基づいて業務を行っていく場合には、委託元金融機関等の数が「同日後においても20を超えることとならない場合」には該当しないこととなる。

(注) 「委託」について、金融機関等の委託先から再委託がなされている場合も含む。

III-4-1-2 許可申請の受理手続

III-4-1-2-1 許可申請書の記載事項

許可申請書の記載事項等の確認に際しては、許可申請書の様式を参照しつつ、以下の点に留意することとする。

(1) 許可申請書の提出先

為替取引分析業の許可申請者から許可申請書の提出を受けたときは、その提出先が金融庁長官及び財務大臣となっているかを確認する。

(2) 「商号又は名称及び住所」

商号又は名称は、例えば、「(株) ○○」等と略さずに、「株式会社○○」又は「○○株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。

(3) 「営業所又は事務所の名称及び所在地」

「営業所又は事務所」とは、為替取引分析業等の全部又は一部を行うために設置する施設を指し、為替取引分析業等以外の用に供する施設は除くものとする。

(4) 「その行う為替取引に関し、当該許可を受けようとする者に為替取引分析業務を委託する金融機関等の氏名又は商号若しくは名称及び住所」

商号又は名称は、例えば、「(株) ○○」等と略さずに、「株式会社○○」又は「○○株式会社」などの正式名称が記載されているかを確認する。

III-4-1-2-2 添付書類

添付書類の確認に際しては、以下の点に留意することとする。

(1) 「業務方法書」

III-4-1-2-3を参照。

(2) 収支の見込みを記載した書類

必要に応じ、収支の見込みの根拠資料として、為替取引分析業等に係る料金が示された資料を徴求するものとする。

(3) 「住民票の抄本又はこれに代わる書面」

「住民票の抄本」は、次の項目が記載されているものを提出させるものとする。

- ① 住所
- ② 氏名
- ③ 生年月日
- ④ 本籍

(注) 国内に在留する外国人が提出した在留カードの写し又は特別永住者証明書の写し及び国内に居住しない外国人が提出した本国の住民票に相当する書面の写し又はこれに準ずる書面は、「これに代わる書面」に該当する。

(4) 官公署の証明書

官公署の証明書は、申請の日前3か月以内に発行されたものを徴求するものとする。

(5) 「為替取引分析業等に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面」

次の事項が記載されているかを確認する。

- ① 当該従業員の氏名及び配置予定先
- ② 当該従業員が当該知識を習得した方法（当該知識を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）
- ③ 当該従業員の経歴（当該経歴を有することを証する書面がある場合には当該書面を含む。）

（注）為替取引分析業等に関する知識とは、当該業務を適正かつ確実に遂行する上で必要となる知識のことをいい、例えば、その行う為替取引分析業等の業務の実務に関する知識、Ⅲ－１－３（１）①に示した金融機関等に求められる対応に関する知識、法、個人情報保護法等の法令に関する知識などが考えられる。また、当該従業員の経歴は、例えば、勤務先事業所名、部署、役職、配属年月日、在籍期間、担当業務等、当該者の経験を正確に把握するために必要な記載がなされているかを確認する。

(6) 「事務の機構及び分掌を記載した書面」

為替取引分析業等の執行に係る各機関、部門・部署等のそれぞれの役割、権限、義務、責任等を把握するための書類として、為替取引分析業等の実施体制に関する体制図や組織図等の提出を求めることが考えられる。

なお、当該書面の記載内容が、「取締役の担当業務を記載した書面」や「為替取引分析業等に関する知識及び経験を有する従業員の確保の状況並びに当該従業員の配置の状況を記載した書面」の記載内容と整合的かを確認することとする。

(7) 「その他参考となるべき事項を記載した書面」

為替取引分析業の許可についての審査の参考となるべき書面には、例えば、預金残高証明書・固定資産税評価証明書などがあり、必要に応じ、委託元金融機関

等との業務委託契約書等も考えられるが、そのほかにも、審査をするために必要な参考書類がある場合は、適宜申請者にその提出を求めることにより、審査を適正かつ迅速に行うよう努めることとする。

III-4-1-2-3 業務方法書の審査

法第 63 条の 25 第 1 項第 1 号に基づく定款及び業務方法書の審査のうち、業務方法書の規定が法令に適合し、かつ、為替取引分析業を適正かつ確実に遂行するために十分であるか否かの審査については、法第 63 条の 29 第 2 項各号及び命令第 12 条各号に掲げる必要記載項目ごとに、以下の点に留意するものとする。

(1) 為替取引分析業等の具体的内容

行おうとする為替取引分析業の種別及び為替取引分析関連業務のうちいずれを行うかが記載されているか。また、これらの具体的な業務内容及び業務の流れが記載されているか。

(注) 現に行っていない業務であっても、近い将来において確実に行う見込みがある業務については、あらかじめ記載することができることに留意する。この場合には、当該業務を行う見込みがなくなったときは遅滞なく当該業務に係る記載を削除する必要がある。

(2) 金融機関等から為替取引分析業務の委託を受けることを内容とする契約の締結に関する事項及び為替取引分析関連業務の実施を内容とする契約の締結に関する事項

次に掲げる内容が記載されているか。

- ① 当該契約の内容の公正性を確保する旨
- ② 当該契約の内容を為替取引分析業等の適正かつ確実な遂行を妨げないものとする旨
- ③ ①及び②の目的を達成するための当該契約締結に係る基本方針

(注) 命令第 17 条の規定並びに業態ごとの監督指針、個人情報保護法、保護法ガイドライン、金融分野ガイドライン及び実務指針の規定の趣旨を踏まえ、当該方針においては、例えば次に掲げる事項について、これらの契約に定めるべき事項である旨を記載することが考えられる。

- ア. 委託業務の内容及び水準並びに委託契約の解約、契約内容の変更等の手続に関する事項
- イ. 為替取引分析業者の業務が中断した場合又は当該委託業務の水準が委託契約の内容に満たないこととなった場合の為替取引分析業者の義務及び責任並びに損害の負担に関する事項
- ウ. 当該委託業務の遂行に関して為替取引分析業者が受託する業務の委託元（エ. からカ. までにおいて「委託元」という。）が有する監督権限に関する事項
- エ. 委託元から受託した業務の第三者への委託（２以上の段階にわたる委託を含む。）に係る条件に関する事項
- オ. 委託元から提供を受ける情報を取り扱う者に関する事項
- カ. 委託元から提供を受ける情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の安全管理のために必要かつ適切な措置に関する事項

（３）為替取引分析業等の経営管理に係る体制の整備に関する事項

各機関、部門・部署がそれぞれに期待される役割を適切に発揮し、組織全体として適正かつ確実に為替取引分析業等を遂行するための体制の整備に係る内容が記載されているか。また、法令等を遵守し、及び事業に伴うリスクを適切に管理して業務を遂行するための体制の整備に係る内容についても記載されているか。

（４）為替取引分析業等の従業者の監督体制の整備に関する事項

事務の機構及び分掌ごとに、従業者の監督に当たる責任者の役職名並びにその監督事務上の分担及び監督事務の内容が記載されているか。また、為替取引分析業等の業務の実務を行う従業者に法令、業務方法書、社内規則等を遵守させるための体制の整備に係る内容が記載されているか。

（５）為替取引分析業等において取り扱う情報の種類及び内容に関する事項

為替取引分析業の種別ごと及び為替取引分析関連業務の種類ごとに、取り扱う情報の種類及び内容が記載されているか。

（６）為替取引分析業等において取り扱う情報の取得方法及び適切な管理に関する事項

取り扱う情報の適正な取得及び適切な管理を徹底するための態勢整備に係る内容が記載されているか。

(7) 為替取引分析業等において行う分析の実効性の維持及び継続的な改善に関する事項

取引フィルタリング、取引モニタリング等の実効性を維持し、及び継続的に改善するために講ずる措置が記載されているか。また、為替取引分析業等に用いる先端的な技術等を活用した高度な分析手法等の妥当性や正当性を確保し、適正かつ確実に業務を遂行するために必要となる措置等についても記載されているか。

(8) 為替取引分析業等又はこれに関連する事務に用いられる情報システム等の管理に関する事項

情報システム等の適切な管理を徹底するための態勢整備に係る内容が記載されているか。また、管理すべき情報システム等が特定され、情報システム等ごとに、それぞれの機能概要、開発、運用及び保守の主体、システム基盤の利用形態並びに情報システム設置施設の所在地、所有者及び管理主体が記載されているか。

(9) 為替取引分析業等の継続的遂行の確保に関する事項

危機発生時においても業務を継続的に遂行し、又は万一業務が中断した場合には速やかに復旧するために必要な態勢整備に係る内容が記載されているか。

(10) 為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務を行う場合にあっては、当該業務が為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を妨げないことを確保するための措置に関する事項

当該業務の内容について日本標準産業分類に掲げる細分類に基づいて特定されているか。また、当該業務の内容に応じて、次の措置を講ずること及び当該措置の概要が記載されているか。

- ① 法第 63 条の 31 第 2 項の規定を踏まえ、為替取引分析業等において取り扱う情報を当該業務において取り扱うことのないようにするなど、情報の適切な管理を行うための措置
- ② 当該業務において事故、障害等が生じてても為替取引分析業の適正かつ確実な遂行に影響が及ばないようにするための措置

(11) 為替取引分析業の全部若しくは一部を他の為替取引分析業者に委託をする場合又は為替取引分析関連業務の全部若しくは一部を第三者に委託をする場合における記載事項

次に掲げる事項が記載されているか。また、命令第11条各号に掲げる措置を講ずる旨及び当該措置の概要を始め、委託業務を適正かつ確実に遂行させ、及び委託に伴うリスクを適切に管理するための態勢整備に係る内容が記載されているか。

- ① 委託業務の具体的内容
- ② 為替取引分析業者からの委託の段階（委託、再委託、再々委託等）

(12) 為替取引分析業等の苦情の処理に関する事項

利用者その他の者からの苦情につき、その内容に応じて、合理的期間内に適正かつ確実に処理するための態勢整備に係る内容が記載されているか。

(13) 為替取引分析業等に関する法令に違反する行為又は為替取引分析業等の適正かつ確実な遂行に支障を来す行為の報告に関する事項

法令違反行為等が行われたことを各従業者が知った場合の報告体制の整備等、法令違反行為等に係る報告を適切に行うための態勢整備に係る内容が記載されているか。

Ⅲ－４－１－２－４ 許可の審査に当たっての留意点

(1) 為替取引分析業の許可の審査に当たっては、以下の留意事項のほか、法、資金決済に関する法律施行令、命令及び本監督指針において示されている為替取引分析業者としての適格性に着目して審査するものとする。

(2) 審査において問題点が把握された場合には、必要に応じて、財務省と連携する必要があることに留意する。

Ⅲ－４－１－２－５ 財産的基礎等に関する審査

法第63条の25第1項第2号に基づく財産的基礎及び収支の見込みの審査について、その主な留意点は、例えば、次の①及び②のとおりである。

- ① 貸借対照表その他の書類を精査し、資本金の額及び純資産額が正確に算出されているかを確認する。

- ② 収支の見込みの審査においては、当該見込みの根拠となる諸条件について十分に精査する。

審査は、許可申請書、業務方法書、法第 63 条の 24 第 2 項第 5 号及び第 6 号に掲げる書類、命令第 5 条第 1 号ニ及び第 5 号に掲げる書類等を参照するとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

また、収支の見込みの前提となる諸条件が見込みを下回った場合でも、業務の適正かつ確実な遂行の維持に必要となる程度の収益を見込めるか等についても審査する。

III－4－1－2－6 人的構成に照らした適格性に関する審査

申請者が法第 63 条の 25 第 1 項第 3 号に掲げる基準に適合するか否かについては、許可申請書、業務方法書、命令第 5 条第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号に掲げる書類等を参照するとともに、必要に応じて、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

社会的信用については、その人的構成、組織体制等に鑑みて適格性を審査することとし、当該申請者に重大な影響力を及ぼしている法人又は個人の有無、その影響力の程度等についても勘案することとする。

(注) 例えば、申請者に親会社がある場合や、申請者の取締役の過半数を派遣している会社がある場合などは、申請者に重大な影響力を及ぼしている法人があると認められる場合の典型例であるが、これらに限らない。

III－4－2 為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務を行うことについての承認申請に係る事務処理

(1) 趣旨

為替取引分析業者が為替取引分析業と関連性を有しない他業を自由に行えることとなれば、その業務から多大な損失を被り経営に影響が及ぶことで、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を阻害する事態が生じ得る。

また、為替取引分析業者は、多くの情報を取り扱う立場にあることが想定されるところ、為替取引分析業と関連性を有しない他業にまで業務を無制限に拡大し得るとすれば、為替取引分析業者が取り扱う情報の適切な取扱い等との関係でも、支障が生じ得ると考えられる。

これらの点に鑑み、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務の兼業を原則として禁止している（法第 63 条の 27 第 1 項本文）。

一方で、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務以外の業務であっても、為替取引分析業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないと認められるものについては、主務大臣の承認を受けて行うことができるものとされている（同項ただし書）。

（２）承認申請

承認申請に当たっては、為替取引分析業者から、命令第 9 条第 1 項の申請書及び同条第 2 項各号に掲げる書類の提出を受けるほか、適宜、その他の書類を参考にするとともに、必要に応じ、ヒアリングや追加資料の提出など申請者の協力を得て実施することとする。

なお、審査に当たっては、個々のケースに即して、当該申請者が申請に係る業務を兼業することにより為替取引分析業の適正かつ確実な遂行に支障が生ずるおそれがないかについて、十分に検証しなければならないことに留意する。

（３）承認審査

承認審査に当たっては、個々の事例に応じて、当該為替取引分析業者が為替取引分析業を適正かつ確実に行うにつき支障を生ずるおそれがないかという観点から承認の適切性について判断する必要があるが、具体的には、次の観点から承認審査を行うものとする。

- ① 為替取引分析業者に損失を生じさせ、経営に影響を及ぼす蓋然性が高いか。
- ② 為替取引分析業者に及ぼすリスクが特定され、当該リスクを適切に管理する態勢が整備されているか。
- ③ 為替取引分析業者としての社会的信用を損なうおそれがないか。

(注) 為替取引分析業者としての社会的信用を損なうおそれとは、例えば、為替取引分析業者が、善良な風俗や公共の平穩を損なうおそれのある業務、公序良俗に反する業務、反社会的な業務などを兼業する場合が考えられるが、その判断は、申請に係る業務の性質及び態様、取引の相手方、社会に与える影響などを総合的に勘案して行うものとする。

- ④ 業務量が為替取引分析業の適正かつ確実な遂行に支障を及ぼすものではないか。
- ⑤ 申請に係る業務の内容及び性質に照らして、為替取引分析業等で取り扱う情報の目的外利用等のおそれがないか。または、目的外利用を防止するための措置が講じられているか。
- ⑥ 申請に係る業務が他の業規制の適用があるものか。適用があるものについては当該業規制を遵守して当該業務が行われるか。

(4) 条件の付加

取引フィルタリング又は取引モニタリングに類似する業務を行うことについて承認をする場合にあっては、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を確保する観点から、為替取引分析業等に係る法の規定の趣旨を踏まえ、当該類似する業務において取り扱う情報について為替取引分析業等において取り扱う情報と同様の適切な管理等を求めるなどの条件の付加を検討するものとする。

(注1) 取引フィルタリングに類似する業務について、例えば、金融機関等の委託を受けて、当該金融機関等の行う為替取引に関し、当該金融機関等が独自に作成したリストを用いて、いわゆる取引のフィルタリングを行うことは、これに該当する。

(注2) 当該条件は、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行を確保するために必要最小限のものでなければならないことに留意する。

(5) 承認付与後の監督手法・対応

為替取引分析業者は、金融機関等における AML/CFT の実効性の向上に資するという重要な社会的役割を担う立場にあるから、他業の運営により為替取引分析業者に対する信頼を損ねること等によって為替取引分析業の適正かつ確実な遂行に支障を生じさせることのないよう、継続的なモニタリングが求められる。

他業を行うことにより為替取引分析業の適正かつ確実な遂行に支障が生じた場合又は生ずるおそれがある場合には、深度あるヒアリングを実施し、必要に応じて法第 63 条の 35 第 1 項の規定に基づく報告を求めることにより、自主的な業務改善状況を把握する。

また、為替取引分析業の適正かつ確実な遂行のために必要があると認めるときは、法第 63 条の 36 の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。

さらに、重大・悪質な法令等違反行為が認められる等の場合には、法第 63 条の 37 第 2 項の規定に基づく承認の取消し、業務停止命令等の処分も含め、必要な対応を検討するものとする。

立入検査の基本的手続

本基本手続は、モニタリングの過程において、金融庁が実施する法令に基づく立入検査（以下「立入検査」という。）に係る基本的な手続を示したものである。

立入検査は、モニタリングを実施する上での一手段である。他方で、立入検査は被検査為替取引分析業者（立入検査を受検する為替取引分析業者をいう。以下同じ。）に大きな負担等をもたらすおそれがあり、被検査為替取引分析業者の理解と協力があって実施できるものである。

そのため、検査官及び被検査為替取引分析業者双方が、立入検査の実施手続を理解し、適正なプロセスにのっとり、円滑かつ効果的な立入検査を実施することが重要である。

したがって、本基本手続について被検査為替取引分析業者に説明するとともに、規定外の取扱いを行う際には、随時、被検査為替取引分析業者へ説明する等の配慮が必要である。

上記を踏まえ、立入検査は、原則として、以下の手続に基づき実施する。

なお、本基本手続の書面・対面に係る記載については、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことができるものとする。

1. 立入検査開始前

(1) 予告

立入検査の効率性の観点から、原則として、被検査為替取引分析業者に対して立入開始前に予告を行う。

ただし、実効性のある実態把握の確保の観点から、必要と認める場合には、無予告で立入検査を実施することができる。

（２） 予告から立入検査開始までの期間

予告を行う場合、検査通知書の交付等により被検査為替取引分析業者に通知する。

その後、被検査為替取引分析業者と調整の上、検査班及び被検査為替取引分析業者双方の準備が可能となる立入開始予定日を別途連絡するとともに、立入検査開始までに立入りをを行う検査官名を伝達する（検査途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。

なお、当該通知後、自然災害の発生等やむを得ない事情により、検査の実施が困難になったと認められ、立入開始を変更又は中止する場合には、速やかに被検査為替取引分析業者に連絡する。

（３） 事前に資料等を求める際の留意事項

主任検査官は、予告後、立入開始前に、被検査為替取引分析業者に対して、事前に求める資料等の記載内容等を説明し、提出期限等を示して資料等を求める。事前に資料等を求めるに当たっては、次に定める点に十分留意するとともに、日常的なモニタリング等で徴求した資料等の活用に努め、当該事前に求める資料等は必要なものに限定する。

- ① 原則、被検査為替取引分析業者の既存資料等を活用する。
- ② 提出を求める資料等については、主任検査官が、あらかじめ、口頭又は書面により提示するが、これを踏まえ被検査為替取引分析業者より提出される資料等は、必要とする記載内容等を満たす限り受領する。
- ③ 検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による資料等の提出、検査会場における資料等の備え置き等の対応を認める。
- ④ 提出期限の設定に当たっては、被検査為替取引分析業者の対応能力や事務負担に配慮する。

(4) 被検査為替取引分析業者に対する重要事項の事前説明等

主任検査官は、立入開始前に（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、次の対応を行う。なお、その際、必要に応じて、被検査為替取引分析業者の承諾を得て、被検査為替取引分析業者の施設内で説明等を行うことができる。

- ① 被検査為替取引分析業者に対して、別紙2に定める重要事項について説明を行い、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）、代表権を有する役員から承諾を得る。
- ② 立入検査の円滑な実施の観点から、必要な庶務事項等について被検査為替取引分析業者と協議する。
- ③ 必要に応じて、被検査為替取引分析業者から、検証対象としている分野等について説明を受ける。

2. 立入検査中

(1) 検査命令書等の提示

主任検査官は、無予告で実施する立入検査の開始に際しては、被検査為替取引分析業者の役員その他の責任者に対して、検査命令書及び金融庁の職員が立入検査の際に携帯すべき身分証明書を提示して、立入検査を行う旨を告げなければならない。その際、立入を行う検査官名を伝達する（立入途中で変更があれば、その都度、伝達する。）。

また、予告・無予告を問わず、立入中、関係人の請求があったときには、金融庁の職員が立入検査の際に携帯すべき身分証明書を提示する。

(2) 外部監査人（会計監査人）との意見交換

外部監査人（会計監査人）との意見交換は、主任検査官の判断又は外部監査人の要請に応じ、被検査為替取引分析業者及び外部監査人の同意を得た上で、次の点に留意して実施する。

- ① 意見交換の実施に先立ち、当該意見交換の場における外部監査人と被検査為替取引分析業者との間での守秘義務が解除されていることを確認する。
- ② 意見交換に当たっては、被検査為替取引分析業者に対する外部監査の状況及び経営実態に関する外部監査人の認識等の確認や、検査班が把握した

問題点、その判断根拠等を外部監査人に伝え、これらの点に関する見解を直接確認するなど、両者で十分な意見交換を行う。

（３） 資料等を求める際の留意事項

検査官は、被検査為替取引分析業者の業務の的確な実態把握又はその適切性の検証を行う観点から、主任検査官の承認の下で、随時、資料等を求めることができる。

なお、資料等を求めるに当たっては、被検査為替取引分析業者の負担への配慮や、効率的・効果的な立入検査の実施の観点から次の点に留意する。

- ① 資料等の必要性や重複を十分検討の上、必要な限度とする。
- ② 原則、被検査為替取引分析業者の既存資料等を活用するが、既存資料等以外の資料の提出を求める場合には、必要とする記載内容等を満たす限り、その様式を問わない。
- ③ 資料等の提出方法については、検査遂行に支障が生じない限り、電子媒体による提出、検査会場への備え置きによる提出等を認める。
- ④ 提出期限の設定に当たっては、被検査為替取引分析業者の対応能力や事務負担に配慮する。

（４） 検証

検査官は、立入りににおける検証に当たっては、次の点に留意する。

- ① 被検査為替取引分析業者との間における対話が重要であることを十分に認識し、相手の説明及び意見をよく聞くとともに、当方の考え方を伝える場合には、監督指針のほか、分野別の「考え方と進め方」等を踏まえ、その根拠等も添えて説明しなければならない。
- ② 被検査為替取引分析業者に対して問題点の指摘や課題の共有を行い、それに対する被検査為替取引分析業者の認識の確認を行う場合は、認識の明確化を図るため、原則として書面を利用する。
- ③ 被検査為替取引分析業者のビジネスモデル等経営判断に関連する事項については、社外取締役等を含め、幅広い役職員と対話を行うなど、慎重な実態把握に努めるほか、当該事項について指摘や課題の共有を行う場合は、極めて慎重な判断が必要であることを留意する。

（５） 実地調査

被検査為替取引分析業者の実態把握やその業務の適正性の検証を効果的に行うために、必要に応じて、検査官が、被検査為替取引分析業者の役職員が現に業務を行っている施設、資料保管場所等に直接赴き、原資料等を適宜抽出・閲覧等を行いつつ、業務運営について調査（以下「実地調査」という。）を実施する。

実地調査の実施に当たっては、立入検査が被検査為替取引分析業者の協力の下、実施されることに留意し、被検査為替取引分析業者の物件を閲覧し、又は提出を受ける際には、その承諾を得るとともに、次の要領で行う。

- ① 実地調査は、立入検査の効果的な実施の観点から、検査上の必要性、事務量、前回検査結果等を勘案の上、予告を行うか又は無予告で行うかを判断する。予告する場合は、事前に対象場所や日程等を被検査為替取引分析業者に通知する。
- ② 主任検査官は、実地調査の実施に当たっては、次の点を検査官に周知徹底する。
 - ア．実地調査の実施が、極力、被検査為替取引分析業者の営業に支障を生じさせないように配慮する。
 - イ．役職員のプライバシーに関する個人所有物など、業務に係る物件以外の物件について、閲覧を求めない。業務に係る物件かそれ以外の物件かの判断が困難な場合は、相手方の承諾を得た上で、その判断に必要な限度で確認を行い、判断する。
 - ウ．調査は複数の検査官をもって行うものとし、被検査為替取引分析業者の責任者等一人以上を立ち会わせる。
- ③ 実地調査の実施に当たっては、対象とする施設等に置かれている全ての業務に係る物件の中から、立入検査に必要な原資料等を適宜抽出した上で、閲覧を求める。
- ④ ③において閲覧を求めた原資料等を、実地調査を行う施設等以外に持ち出す等の場合には、管理簿などで適切に管理する。

（６） 立入検査終了手続（エグジットミーティング）

主任検査官等（主任検査官又は検査担当課室をいう。以下同じ。）は、立入検査中の適宜の時期に、把握した事項や問題点・課題を整理し関係部局の幹部等に報告を行い、当局としての認識共有を図る。

その上で、主任検査官等は、立入終了に当たり、被検査為替取引分析業者の役員との間で次の対応を行う。

- ① （４）に則して行われた書面等によるものを含め、被検査為替取引分析業者との間での対話の内容を確認する。
- ② 特に、立入りの過程で把握した事実関係については、その内容に両者の間で認識の相違がないことの確認を十分行う。
- ③ また、主任検査官等は、立入りを通じて把握した問題点・課題について伝達し、これに対する被検査為替取引分析業者の認識を聴取し、その時点での主任検査官等と被検査為替取引分析業者との間の認識の一致及び相違を確認する。なお、この確認に当たっては、原則として（４）②の書面を利用するなど、明確化を図る。
- ④ 立入検査における最終的な見解は、原則として検査結果通知等により示される旨を被検査為替取引分析業者に伝達するとともに、それまでの間に必要があれば再度立入検査を行う場合があることを説明する。

（注）立入検査は、検査実施日（予告を行う立入検査の場合は予告日、無予告で行う立入検査の場合は立入開始日）より開始し、原則、検査結果通知等をもって終了とする。なお、検査結果通知等を発出しない場合は、別途、主任検査官等より検査結果の伝達方法と立入検査の終了時期について被検査為替取引分析業者へ連絡する。

（７）立入検査の中断

次の場合等においては、立入検査を中断することができる。

- ① 被検査為替取引分析業者側の作業に長期間を要する場合や、一旦帰庁しそれまでの検査結果等を検証・分析する必要がある場合など、立入中断が効率的な立入検査の実施の観点から適切と認められる場合
- ② 自然災害、大規模なシステムダウン等の重大な事由の発生により、立入検査の継続が困難であると認められる場合

（８）その他の留意事項

- ① 主任検査官は、立入中、被検査為替取引分析業者との間で、定期的に次の点について、情報・意見交換を行う。

- ア. 立入検査の進捗状況
- イ. 被検査為替取引分析業者の検査対応の状況
- ウ. 検査実施に関する要望事項

なお、主任検査官は、被検査為替取引分析業者の求めに応じ、立入終了を見込むことが可能な段階で、その立入終了見込みを示すことができる。

- ② 同一テーマについて複数の為替取引分析業者に対して横断的な立入検査を実施するなどの場合には、各検査班は、相互に必要な連携を図るなど、立入検査の効率的・効果的な実施に努める。
- ③ 被検査為替取引分析業者からの申出による立入検査への第三者立会いについては、特段の事情があると主任検査官が判断する場合を除き、これを認めない。
- ④ 被検査為替取引分析業者の役職員等に対し、質問を行う場合又は資料等を求める場合には、原則として、被検査為替取引分析業者の就業時間内に行う。ただし、やむを得ず就業時間外に行う必要があると主任検査官が判断した場合であって、相手方の了解を得た場合は、この限りではない。

3. 立入検査終了後

(1) 検査結果通知書等の交付

主任検査官は、立入検査を通じ把握した事項、問題点・課題をとりまとめた検査報告書を作成する。

検査担当局長は、本報告書その他立入検査における検査内容を審査し、立入検査を通じ把握された事項、問題点・課題の軽重に応じて（意見申出に関する審理結果がある場合にはその結論等を十分に踏まえ）、検査結果通知書等（検査結果通知書、当局所見及びフィードバックレターをいう。以下同じ。）を作成し、被検査為替取引分析業者に交付する（被検査為替取引分析業者を子会社等とする事業者がある場合には、必要に応じて、当該事業者に対して被検査為替取引分析業者の検査結果通知書（写）を交付する。）。

その際、被検査為替取引分析業者に対して、検査結果通知書等の内容については後日、照会を行うことができる旨を説明する。

また、検査結果通知書等の交付は、迅速な審査の上、立入終了後、できる限り早期に行う。

なお、書面で通知するまでもない軽微な問題点・課題についてはエグジットミーティングでの「講評」にとどめ、ビジネスモデル等の継続的な対話を行っていく課題については「当局所見」又は「検査結果通知」、重要な問題点・課題については「検査結果通知」として書面を交付する。

通年で実施した立入検査の結果については、把握した事象の軽重により、「フィードバックレター」と「検査結果通知」を使い分ける。

（２） 検査結果に基づくモニタリング

立入検査は金融モニタリングの一手法であることから、特に、検査官と継続的なモニタリングを担当する職員とが異なる場合には、両者が十分に情報共有・連携しつつ、検査結果通知に基づく法令上のフォローアップを行う場合にとどまらず、立入検査を通じ把握された事項や問題点・課題に関して、継続的なモニタリングを実施する。

４．情報管理

（１） 個別検査内容の不開示理由

検査官等職員が、外部から、個別の被検査為替取引分析業者に対する立入検査等の内容等（立入検査があった事実を含む。）について照会を受けた際は、原則として次の理由から不開示とする。

- ① 被検査為替取引分析業者やその利用者の権利、競争上の地位やその正当な利益を害するおそれがある。
- ② 将来の検査一般において、正確な事実の把握を困難にするなど、検査の実効性を損ねるおそれがある。
- ③ 被検査為替取引分析業者に多大な影響を及ぼすのみならず、金融情勢全般に不測の影響を与えるおそれがあり、金融システム全体の安定性が確保されないおそれがある。

（２） 立入検査等情報管理上の留意点

検査官等職員は、立入検査等に関する情報を、個人情報保護に関する法律等の法令、一般的な行政文書の管理に関する規定等に則して、適切に管理する。その際、特に、次の点に配慮する。

- ① 立入検査等の実施に当たって知り得た秘密を漏らしてはならない。
- ② 立入検査等に関する情報を検査・監督の目的以外には使用（法令上の正当行為に該当する際の使用を除く。）してはならない。
- ③ とりわけ、被検査者替取引分析業者の秘密事項及び顧客のプライバシー等に係る情報の取扱いについては、細心の注意を払う。

（３） 主任文書管理者等による実態把握等

主任文書管理者等及び主任検査官は、各職員が上記の点を含め、適切に情報を管理しているかを把握し、必要に応じて、適切な措置を講ずる。

（注）主任文書管理者等とは、金融庁行政文書管理規則で定める主任文書管理者又は文書管理者をいう。

（４） 検査関係情報の取扱い

モニタリングの過程の情報は、当局からの質問、指摘、要請や金融機関の経営内容や対話の過程等を内容としており、適正に管理される必要がある。

その中でも特に、法令に基づく行政調査手続である立入検査に関する情報（以下「検査関係情報」（注１）という。）は、当局の問題意識や替取引分析業者やその利用者の極めて機微な情報が含まれており、これが当局の関知しないところで、第三者へ開示された場合には、将来の立入検査において、正確な事実の把握や対話を困難にするなど、立入検査の実効性を損ねるおそれがあるほか、対象者替取引分析業者及びその利用者の正当な利益等を害し、ひいては金融情勢全般に不測の影響を与え、金融システム全体の安定性が確保できなくなるおそれがある。

このため、主任検査官は、検査関係情報について、当局の事前の承諾なく、第三者（注２）には開示してはならない旨を説明し、立入初日までに（無予告の場合は、立入開始後、速やかに）この旨の承諾を得る。

(注1) ここでいう「検査関係情報」とは、検査結果通知等の当局から還元された立入検査の結果だけではなく、立入検査等（立入検査と同時に実施されたモニタリングを含む。）を実施した際の当局からの質問、指摘、要請や、当局からの指示で作成・提出した資料、その他当局と被検査為替取引分析業者の役職員等との間のやりとりの内容のほか立入検査があった事実等をいう。なお、当局に提出した資料であっても、立入検査とは無関係に為替取引分析業者において作成したものは含まれない。

(注2) ここでいう「第三者」には、被検査為替取引分析業者の経営全般を管理する立場にある銀行法第2条第1項に規定する銀行又は同条第13項に規定する銀行持株会社、あるいは保険業法第2条第2項に規定する保険会社又は同条第16項に規定する保険持株会社は含まれない。ただし、上記の「第三者」に含まれない持株会社等は、事前に所定の様式の「承諾書」を当局に提出する必要がある。なお、当該「承諾書」は、被検査為替取引分析業者の持株会社等が交代する等、経営管理体制等に変更がない限り、再度の提出は要しない。

5. その他

(1) 共管為替取引分析業者に対する取扱い

共管為替取引分析業者に対する検査権限を有する財務省と同時に検査を実施する際には、本基本手続の趣旨を踏まえつつ、協議の上、別途の対応が可能である。

(2) 立入検査の実施に支障を及ぼす場合の対応

本基本手続において示した基本的な手続等は、被検査為替取引分析業者の理解と協力を前提として定められていることを十分に認識した上で、なお適正な検査に著しく支障を及ぼす場合においては、役員等への改善を求めるなど、別途の対応が求められる。

重要事項一覧

「立入検査の基本的手続」(以下「本基本手続」という。)の「1.(4)①」に定める重要事項を以下のとおり定める。

1. 基本的な説明事項

- ① 立入検査の根拠(法令根拠、検査命令書等)
- ② 立入開始日、検査官名簿、主な検証範囲(検査基準日を含む。)

2. 立入検査開始までに(無予告の場合は、立入開始後、速やかに)調整する事項

- ① 事前に提出を求める資料等の記載内容、提出期限、提出方法、資料作成に当たっての留意事項等
- ② 円滑な立入検査を実施する観点から為替取引分析業者側に準備を要請する事項
- ③ 検査通知後における自然災害発生等の場合の対応
- ④ 被検査為替取引分析業者からの要望
- ⑤ 立入検査期間中の被検査為替取引分析業者との意思疎通の方法(本基本手続の2.(3)から(5)まで、(8)①、④等を参照のこと)

3. 立入検査における留意事項(役職員に周知を依頼する事項)

- ① 本基本手続の内容
- ② 検査関係情報、検査結果通知書等の内容の取扱い上の注意(本基本手続の4.(4)を参照のこと)
- ③ 立入検査状況の経営陣への的確な報告
- ④ その他主任検査官が適切と判断する留意事項

4. 各種制度に関する説明事項

外部監査人との意見交換(外部監査人の金融機関に対する守秘義務解除の合意に係る依頼を含む。)

為替取引分析業と為替取引分析関連業務の関係等

(1) 取引フィルタリングに関連するもの

照合対象のリスト	委託元	取引の種類	該当する業の種類	命令 第8条の号
外為法や国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する財産の凍結等に関する特別措置法のリスト	金融機関等	為替取引	為替取引分析業	—
	金融機関等	為替取引以外 (注1)	為替取引分析関連業務	4
	資金移動業者等 (注2)	限定なし		5
	上記以外	限定なし		6
EUや米国OFACなどの外国当局等が指定するリスト	金融機関等	為替取引	為替取引分析関連業務	2
		為替取引以外 (注1)		4
	資金移動業者等 (注2)	限定なし		5
	上記以外	限定なし		6
警察・暴迫センター・全銀協のリスト	金融機関等	為替取引	為替取引分析関連業務	3
		為替取引以外 (注1)		4
	資金移動業者等 (注2) (注3)	限定なし	為替取引分析関連業務	5
	上記以外	—		—
その他のリスト（各金融機関等で個別に作成するリスト等）	—	—	兼業承認において判断 (個別判断) (注4)	—

(2) 取引モニタリングに関連するもの

委託元	取引の種類	該当する業の種類	命令 第8条の号
金融機関等	為替取引	為替取引分析業	—
	為替取引以外 (注1)	為替取引分析関連業務	4
資金移動業者等 (注2)	限定なし	為替取引分析関連業務	5
上記以外	—		—

(注 1) 為替取引分析業と併せて行うことが為替取引分析業の効率的かつ効果的な実施に資するものと認められるもの。

(注 2) 「資金移動業者」、「特定信託会社」、「電子決済手段等取引業者」、「電子決済等取扱業者・信用金庫電子決済等取扱業者・信用協同組合電子決済等取扱業者」をいう。

(注 3) 実務上、資金移動業者等又は為替取引分析業者がこれらのリストの提供を受けることができる場合に限られる。

(注 4) ここでいう「兼業承認」とは、法第 63 条の 27 第 1 項ただし書に規定する承認をいう。これらの業務につき兼業承認をする場合にあっては、当該承認に条件を付すことにより、為替取引分析業及び為替取引分析関連業務において求められるものと同様の情報の適切な管理等の体制整備を求めるものとする。